

**国立大学法人上越教育大学  
平成17年度 事業報告書**

平成18年6月

## 大学の概要

### 1. 目標

上越教育大学は、優れた実践力を備えた教員を養成するとともに、現職教員の研修を通じてその資質向上を図ることを使命とする大学である。

このため、知の世紀における学校教育の役割と個々の人間理解を重視するとともに、教育という総体の中で「今、学校に必要なもの」を創造的に生み出す教育に関する臨床研究を、『『学校』、『教師・教育内容・教育方法 - 子ども』、『学び』』という教育現場の実践を踏まえてダイナミックに推進し、その成果に基づいて、教育・研究指導の充実・改善に積極的に取り組む。

目標とするのは、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、オンラインの特色をもつ大学であり、現職教員を含めた本学の持つ知的、人的、物的資源を最大限に活用しつつ、小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との連携協力を進めながら、使命を果たしていく。

### 2. 業務

上越教育大学は、新しい理念と構想のもとに、学校教育に関する理論的・実践的な教育研究を推進するため、1978年（昭和53年）10月1日に設置された国立の大学です。

教員には教科に関する専門的学力はもちろんのこと、教育者としての使命感、人間愛に支えられた広い一般教養、教育の理念・方法及び人間の成長や発達についての深い理解、優れた教育技術など専門職としての高度な資質能力が必要です。本学は、これらの要請に応えるため、主として初等中等教育諸学校教員に研究・研鑽の機会を提供する大学院（修士課程）と、初等教育教員の養成を行う学部を備えた、学校教育に関する高度な理論的・実践的な教育研究の推進することを旨とする「教員に開かれた大学院を中心とした新しい大学」として創設されたものです。

大学院は、学校教育研究科（修士課程）とし、主として初等中等教育の実践にかかわる諸科学の総合的・専門的研究を行うとともに、初等中等教育教員に高度の学習と研究の機会を与え、その理論的・実践的な能力の向上を図ることをねらいとしており、そのために、入学定員の3分の2程度は、初等中等教育における3年以上の教職経験を有する者を入学させることとしている。

学部は、学校教育学部とし、初等中等教育教員養成課程を置き、児童等の成長と発達に関する総合的な理解の上に、全教科・領域にわたる優れた指導能力を備えた初等教育教員を養成することを目的としており、人間の生涯を通ずる教育の基礎とされる初等教育と、これに携わる教員の養成の重要性をかんがみ、学生の人間形成についても重視することとしている。

また、教員養成系としては初めて、兵庫教育大学に設置された「大学院連合学校教育学研究所（博士課程）」は、本学、兵庫教育大学、岡山大学及び鳴門教育大学の4大学が、それぞれの大学院修士課程における実績の上に、連携協力して教育・研究組織を編成し、学校教育における教育活動や教科の教育に関する実践的研究を行い、それを踏まえた高度の研究・指導能力を備えた人材を育成することを目的としている。

本学は、学部、大学院修士課程と博士課程を擁する、教育総合大学としての体勢を整え、業務を遂行している。

### 3. 事務所等の所在地

新潟県上越市山屋敷町1番地

### 4. 資本金の状況

14,525,475千円（全額 政府出資）

### 5. 役員状況

役員の定数は、国立大学法人法第10条により、学長1人、理事3人、監事2人。

任期は国立大学法人法第15条の規定、国立大学法人上越教育大学学長選考規則及び国立大学法人上越教育大学理事選考規則の定めるところによる。

役職	氏名	就任年月日	主な経歴
学長	渡邊 隆	平成16年4月1日 ～平成19年3月31日	昭和61年4月 上越教育大学教授 平成11年4月 上越教育大学副学長 平成15年4月 上越教育大学学長 平成16年4月 現職
理事	高田 久司	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成 2年4月 上越教育大学教授 平成15年4月 上越教育大学副学長 平成16年4月 現職
理事	梶原 憲次	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成13年4月 東北大学経理部長 平成15年7月 上越教育大学事務局長 平成16年4月 現職
理事 (非)	加藤 章	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成 5年4月 上越教育大学学長 平成11年4月 盛岡大学教授 平成12年4月 盛岡大学学長 平成16年4月 現職(非)
監事 (非)	高橋 信雄	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	昭和63年1月 高助合名会社社長 平成16年4月 現職(非)
監事 (非)	大原 啓資	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成 4年9月 大原会計事務所長 平成16年4月 現職(非)

注) (非)は非常勤役員を示す。

## 6.職員の状況

教員 202人  
職員 108人  
注)平成17年5月1日現在。

## 7.学部等の構成

学校教育学部  
大学院学校教育研究科  
附属小学校  
附属中学校  
附属幼稚園

## 8.学生の状況

総学生数 2,006人  
内 訳 ( )は留学生で内数  
学生数(学校教育学部) 688人( 1人)  
学生数(大学院学校教育研究科) 518人(27人)  
児童数 377人  
生徒数 357人  
園児数 66人  
注)平成17年5月1日現在。

## 9.設立の根拠となる法律名

国立大学法人法

## 10.主務大臣

文部科学大臣

## 11.沿革

上越教育大学は、昭和53年6月に「国立大学設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月に本学が開学された。その後、平成15年7月に「国立大学法人法」が成立し、国立大学法人化が決定され、平成16年4月に国立大学法人上越教育大学が成立し、現在に至っている。

主な沿革は、以下のとおりである。

昭和51年 8月 文部省内に「教員大学院大学創設準備室」設置  
昭和53年 6月 「国立大学設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律」が成立し、本学の新設が決定  
10月 上越教育大学が開学  
昭和56年 4月 附属小学校、附属中学校設置(附属学校は新潟大学教育学部附属高田小・中学校を移管)  
同 第1回学部入学式挙行  
昭和58年 4月 大学院学校教育研究科設置(学校教育専攻及び教科・領域教育専攻、入学定員 140人)  
同 第1回大学院入学式挙行  
昭和59年 4月 大学院学校教育研究科に幼児教育専攻及び障害児教育専攻を増設し、入学定員を300人に改定  
平成 4年 4月 附属幼稚園設置  
平成 8年 4月 兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究所へ構成大学として参加  
平成12年 4月 学部の入学定員を200人から160人に改定  
同 大学院学校教育研究科の専攻別入学定員を改定(学校教育専攻120人、幼児教育専攻10人、障害児教育専攻30人、教科・領域教育専攻140人)  
平成15年 7月 「国立大学法人法」が成立し、国立大学法人化が決定  
平成16年 4月 国立大学法人上越教育大学が成立

## 12.経営協議会 教育研究評議会

### 経営協議会委員

氏名	現職
渡邊 隆	学長
高田 久司	理事 兼 副学長
梶原 憲次	理事 兼 事務局長
戸北 凱惟	副学長
川崎 直哉	副学長
若井 彌一	附属小学校長
木浦 正幸	上越市長
佐久間 昇二	株式会社WOWOW代表取締役会長
佐々木 正峰	独立行政法人国立科学博物館長
蓮見 音彦	和洋女子大学長
林 尚彦	前新潟県中学校長会会長
山極 隆	玉川大学学術研究所教授

### 教育研究評議会評議員

氏名	現職
渡邊 隆	学長
高田 久司	理事 兼 副学長
戸北 凱惟	副学長
川崎 直哉	副学長
大悟法 滋	附属図書館長
濁川 明男	第一部学部主事
藤原 義博	第二部学部主事
赤羽 孝之	第三部学部主事
青木 眞	第四部学部主事
後藤 丹	第五部学部主事
若井 彌一	附属小学校長
小林 辰至	教授
梶原 憲次	理事 兼 事務局長
堀江 重雄	総務部長
高田 弘行	学務部長

事業の実施状況

大学の教育研究等の質の向上  
1 教育に関する実施状況  
(1) 教育の成果に関する実施状況

中期 目 標	<p>教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、学部教育、大学院教育の成果に関する目標を次のように考える。</p> <p><b>(学部教育の目標)</b> 主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。</p> <p>そのため、教職への関心と意欲を持つ学生を全国から広く募り、教育に関する臨床研究の成果に基づいて、適切なカリキュラムを編成し、人文科学・社会科学・自然科学・芸術・スポーツについてバランスのとれた専門的な能力と、実践的な指導力など、教員に必要な基本的資質を身につけさせる。</p> <p><b>(大学院修士課程の目標)</b> 主として、現職教員の資質能力の向上に関する社会的要請に応えるべく、学校教育に関する臨床研究の成果を踏まえた理論と応用を教授し、学校現場における様々な課題に対応できる高度な実践的指導力を養成する。</p> <p>また、教員としての基本的資質能力を踏まえ、初等中等教育の場において創造的な教育・研究に取り組む力量と、実践力に富む指導的な初等中等教育諸学校の教員を養成する。</p>
--------------	---

中期計画	年度計画	実施状況等
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p>	
<p><b>(学部教育)</b> 教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標</p> <p><b>【1】</b> 主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。教養教育については、「教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養を培う教育」と捉え、専門教育と対置せず、それと有機的連携を図ることを基本とする。 我が国・地域の歴史・文化の十</p>	<p><b>(学部教育)</b> 教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。</p> <p><b>【1-1】</b> カリキュラムの改善に係る検討の結果、大幅な改善が必要となった場合には新カリキュラムを編成し、平成19年度入学者から適用する。</p> <p><b>【1-2】</b> 諸外国語の検定資格を外国語コミュニケーションに係る授業科目の単位と</p>	<p>カリキュラム編成の見直しの必要性を確認するため、教養教育と専門教育との有機的連携に関するアンケート調査を行った結果、授業科目の91%で専門教育との連携を図っていた。また、連携をしていないと答えた授業科目においても、専門教育の基礎科目として位置づけるなど、実質的には連携を視野にいれた授業科目がほとんどであり、教養教育と専門教育との連携が図られていることが確認できた。</p> <p>既に整備済である英語検定資格の異文化理解科目への単位認定制度については、継続することとし、その他の異文化理解科目についても認定制度の適用が可能であるか調査・検討を行った結果、</p>

<p>分な理解、対人関係形成能力、異文化理解及び外国語コミュニケーション能力の育成を図る。このため、特に協定校である米国アイオワ大学及び中国ハルビン師範大学等における定期的な語学研修機会を確保する。</p>	<p>して認定する制度について平成18年度までに調査検討を行い、制度の整備を図る。</p>	<p>ドイツ語検定資格の単位認定制度案を策定した。</p>
<p>情報リテラシー教育を重視し、このための条件整備を進める。その他、生涯学習社会を見据えた健康スポーツ等を中心とした体験的な学び、環境問題などの社会の多様な問題を積極的に受け止める学際的な学びを重視する。</p>	<p>【1-3】 学生の海外交流の機会である「海外教育研究」及び「韓国教員大学校との学生交流」について、実施体制を整備するとともに、プログラム内容の充実を図り、これらのプログラムを推進する。</p>	<p>アイオワ大学と連携を図り、学部授業「海外教育研究」をアメリカ合衆国（アイオワ大学ほか）で実施した。また、平成18年度以降の「海外教育研究」はアメリカ合衆国のほか、オーストラリア及び韓国を訪問先とする複数科目を開設することとした。一方、従前から実施している韓国教員大学校との学生交流は、同大学校の学生14人を受入れ、充実した交流を行った。今後は、訪問と受入れを隔年で交互に実施することとした。</p>
	<p>【1-4】 学生の海外留学推進のため、海外協定校等での海外研修プログラムの充実及び留学情報提供の充実を図る。また、学生の海外留学を容易にするための条件整備について平成19年度までに検討する。</p>	<p>学生の海外留学への関心を喚起することを目的とした留学フェアの実施などにより、学生へ協定校への短期留学やその他の研修プログラムに関する情報提供を行った結果、オーストラリアのザンククロス大学における短期語学研修プログラムに学部学生7人が参加した。また、海外留学推進のため、危機管理及び単位互換制度などの整備・検討を行った。</p>
	<p>【1-5】 教育カリキュラムの一環としての情報リテラシー教育について、教員との連携について検討する。</p>	<p>情報リテラシー教育の一環として図書館利用ガイダンス、図書資料検索ガイダンス及び電子ジャーナル等の資料の利用方法説明会を実施した。また、情報リテラシー教育に関する図書について情報教育担当教員と協議の上、整備した。</p>
	<p>【1-6】 講義室、プレイスメントプラザ等に無線LANによるアクセスポイントを設置するなど、情報機器利用環境を整備する。</p>	<p>昨年度に引き続き、ネットワーク環境の整備を行い、全ての講義室に無線LANアクセスポイントを設置するとともに、セキュリティ対策として未承認端末の学内LANへの接続を排除するシステムを導入した。また、プロジェクター・スクリーン、学生のための印刷ステーションを整備した。</p>
	<p>【1-7】 平成17年度入学者から学年進行により、全学生にノートパソコンを所持させる。</p>	<p>新入学生全員にノートパソコンを所持させることとし、対象者にノートパソコン利用に関する講習会及びアプリケーションソフトとセキュリティの講習会を実施した。</p>
	<p>【1-8】 現在すでに開講されている健康、スポーツ等に関する体験的・実践的な科目や、自然・環境等に関わる多様な問題を扱う学際的・体験的な科目を見直し、平成18年度までに必要な充実策を検討する。</p>	<p>現在開講されている科目を調査した結果、自然・環境に関わる科目のうち、約40%が社会的問題の1つである環境問題を含む内容となっている。環境教育そのものを扱った科目として、環境教育概論、総合演習（自然環境、自然と人間）があげられる。健康、スポーツ等に関する科目では、マリンスポーツ、スノースポーツの他に、新たにリバースポーツを開設し、体験的・実践的な科目を充実させた。また、人文社会の専門科目で環境を取り扱った科目もあり、大学全体として体験的な学び、環境問題等の社会的な問題を受け止める学際的な学びを重視している。</p>
<p>卒業後の進路等に関する具体的目標</p> <p>【2】 教員養成の目的大学として『変化に対応できる教員を養成するキ</p>	<p>卒業後の進路等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。</p> <p>【2-1】 教員採用試験受験者比率の向上に努める。</p>	<p>就職ガイダンス等の充実に努め、学部の教員採用試験受験者比率は66%で前年度と同率であったが、受験者数では10人上回った。また、大学院でも昨年度比3%増、受験者数では5人上回った。一方、教員採用数の増加が見込まれる大都市圏の高校内進路ガイダンスにおいて広報活動を行う</p>

<p>キャリア開発プログラム』(仮称)を実施し、教員採用試験の合格率を高めることにより、全国トップレベルの教員就職率の維持を目指して、さらなる向上に努める。</p> <p>また、全教員採用者中の本学卒業生の割合の目標を定め、中期目標期間中の達成に努める。</p> <p>上記を含め、「教員就職率向上のための総合戦略」(仮称)を平成16年度中にとりまとめ、計画的に実施する。</p>	<p>【2-2】 中期計画期間中に教員就職率を65%に高めることを目指し、ベスト10以内の維持に努める。</p> <p>【2-3】 教員就職率向上のための総合戦略を実施する。</p> <p>【2-4】 卒業生を対象としてインターネットによる遠隔地指導・遠隔地相談等の支援を行う。さらに、「教員採用試験学習支援システム」を利用したインターネットによる指導を実施する。</p>	<p>とともに、「教員採用試験受験への意欲を向上させるキャリア開発プログラム」を作成した。</p> <p>教員採用試験に関する情報を各地方自治体のホームページ等から収集するとともに、民間のノウハウを活用した過去問分析等を行った。その情報を学生へ提供するとともに就職指導計画に反映した結果、平成18年5月1日現在、平成17年度卒業生の教員就職率は57.2%であり、教員就職者数は99人で前年度と同数であった。</p> <p>昨年度策定した「教員就職率向上のための総合戦略」に基づき、高校内ガイダンス及び進路説明会等を活用した広報活動の充実、教員採用関係情報の収集、整理、分析、提供、「教員採用試験学習支援システム」によるレーニング、トータルな教員採用試験講座等を実施した。</p> <p>「教員採用試験学習支援システム」に過去2年間の全国の教員採用試験の論文・面接問題及び解答例を入力し、実用化を図った。</p> <p>また、本学ホームページの「就職支援」のページを見直し、卒業・修了生に対する教員採用試験等の就職支援に関する情報提供の改善を図った。</p>
<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>【3】 大学における教育の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で教育研究の質の向上を図る。</p> <p>このため、関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、卒業生、同窓生を含め、教育の成果・効果に関するアンケート調査を実施する。</p>	<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【3】 教育実習先の指導教諭(卒業生、同窓生を含む)及び教育実習生を対象に調査及び意見交換会を実施し、教育現場の意見に基づき、カリキュラム編成に関する検討を行い、大幅な改善が必要となった場合には新カリキュラムを編成し、平成19年度入学者から適用する。</p>	<p>教育実習協力校の校長、指導教諭及び過去5年間の本学卒業生を対象に教育現場のニーズを踏まえた教員養成課程に対する要望・意見及びカリキュラムに対する教育の成果・効果に関するアンケート調査を行った。取りまとめた内容については、公立学校長3人と専門部会で検討を行い、その結果をカリキュラム編成に活用することとした。</p>
<p>(大学院修士課程) 教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標</p> <p>【4】 現職教員の資質向上と高度な実践的指導力を有する教員の養成に対する社会的ニーズに応えるため、適切な規模の学生に対し、質的に充実した内容の研修指導を実施する。</p> <p>現職教員については、専修免許の取得に加え、各人の研修課題の解決に資するとともに、学校教育の現場に復帰した後に、様々な教育課題に対応できる高度な実践的</p>	<p>(大学院修士課程) 教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標を達成するため、次のことを行う。</p> <p>【4-1】 高度な実践的指導力を育成するための教育プログラムのカリキュラム化を平成18年度までに検討する。</p> <p>【4-2】 カリキュラムの改善に係る検討の結果、大幅な改善が必要となった場合には新カリキュラムを編成し、平成19年度入学者から適用する。</p>	<p>「上越教育大学教職大学院設置構想」で臨床力と協働力を養成するカリキュラムを重視した「専門職学位(教職修士)課程」(入学定員50人)の設置が構想されている。また、「教員養成カリキュラム委員会」を設置し、カリキュラムの改善・見直しについて検討を開始した。</p> <p>修了生(平成13年度から16年度)約980名を対象に、カリキュラムの改善を目的としたアンケート調査を実施し、323名から回答を得た。そのデータの分析を行った結果、現行カリキュラムの有効性が確認され、今後もカリキュラムの充実を図っていくこととした。</p>

<p>指導力を養成する。 このため、教育に関する臨床研究に基づく研究指導を通じ、理論と実践のバランスのとれた能力の育成を図る。課程の修了要件については、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代える方式の導入についても検討する。 また、現職教員以外の学生で、教員志望の学生については、教員としての基本的資質能力を踏まえ、初等中等教育の場において創造的な教育・研究に取り組む力量と、高度な実践的指導力を養成する。身につけるべき能力の目標としては現職教員を対象とする場合に準ずるため、附属学校等における臨床的研究を重視する。</p>	<p>【4-3】 研究プロジェクト等において附属学校及び地域の学校との臨床的研究の重点化を図るとともに、これらの研究に院生が加わることを推奨する。</p> <p>【4-4】 教科の指導力と子ども理解のための資質能力向上を目的とした臨床研究の在り方を検討する。</p>	<p>研究プロジェクトにおいて「附属学校及び地域の学校との連携による臨床研究」をテーマとした公募を行い、審査の結果8件を採択した。それらの研究プロジェクトに研究協力者として大学院生の参加を得て、附属学校や地域の学校と連携し、教育現場が抱えている諸問題を実践的立場から研究する臨床研究を重点的に推進した。</p> <p>附属学校及び地域の学校と連携し教育現場の意見を取り入れながら臨床研究を実施し、その成果を大学院の授業科目である「研究プロジェクト・セミナー」において、臨床研究の在り方を含めて学生の研究指導に還元している。</p>
<p>修了後の進路等に関する具体的な目標</p> <p>【5】 現職教員については、学校教育の現場に復帰した後、修得した専門的な知識と実践力により高い評価を受け、中核的・指導的役割を果たすことを目標とする。 現職教員以外の学生については、修得した専門的な知識と実践力により、希望者の大多数が教職に就くことを目標とする。 このため、「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」を平成16年度中にまとめ、逐次実施していく。</p>	<p>修了後の進路等に関する具体的な目標を達成するため次のことを行う。</p> <p>【5】 「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」の具体的な方策に基づき、教員就職率向上のための総合的な戦略を実施する。</p>	<p>大学院に向けた教員就職率向上のための総合的な戦略として、「教員採用試験受験への意欲を向上させるキャリア開発プログラム」を作成し、教育職員免許取得プログラムの導入による教職への意識の高い学生の確保、ホームページ等による教員就職情報の伝達、プレイスメントブラザのキャリア形成へのかかわり強化、教職講座の正規授業時限への組み込み、を実施した。</p>
<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的な方策</p> <p>【6】 大学院における研究指導の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で教育研究の質の向上を図る。 このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、修了生、同窓生を含め、教</p>	<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的な方策として次のことを行う。</p> <p>【6-1】 カリキュラム編成による教育成果・効果の検証の1つの方策として教育現場関係者との意見交換などを行い、カリキュラム改善に関する情報を収集し、カリキュラム編成に活かす。</p> <p>【6-2】 アンケート調査及び意見交換会のための方法の開発、予備的実施、結果の分析・調査方法の改善策について検討</p>	<p>都道府県教育委員会との情報交換会を実施したところ、本学のカリキュラム編成について好意的な意見が多く、改善を求める意見はなかった。 また、上記の修了生を対象としたカリキュラムの改善を目的としたアンケート調査でも、大幅なカリキュラムの改善の必要性は認められなかった。</p> <p>修了生への教育課程に関するアンケート調査及び、大学院学生の授業評価アンケート調査の方法、内容や、それらの分析方法等について見直しを行い、それぞれ調査を実施した。</p>



育の成果・効果に関するアンケート調査を実施する。

を行い、カリキュラムの大幅な改善が必要となった場合には、平成19年度入学者から適用する。

大学の教育研究等の質の向上  
 1 教育に関する実施状況  
 (2) 教育内容等に関する実施状況

中 期 目 標	<p>教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、教職に対する意欲・適性と可能性を持つ学生、明確な研修課題を持つ現職教員、外国人留学生等を受け入れ、本学の目標に沿った教育課程の編成、教育方法の工夫・改善と成績評価等を行う。</p> <p>アドミッション・ポリシーに関する目標</p> <p>(学部)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員としての基礎的な適性を有する学生を受け入れる。</li> <li>・バランスのとれた基礎学力を有する学生を受け入れる。</li> <li>・好奇心旺盛で、得意分野を有する学生を受け入れる。</li> </ul> <p>(大学院)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な研修課題を有する現職教員及び多様な社会人経験・学習経験を有する者を積極的に受け入れる。</li> <li>・教員としての基本的資質能力を踏まえ、高度な専門性と実践的指導力の修得を目指す学生を受け入れる。</li> <li>・キャンパスの国際化を進め、異文化理解マインドを持った指導者を育成するため、外国人留学生を積極的に受け入れる。</li> </ul> <p>教育課程、教育方法、成績評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する臨床研究の成果に基づく教員養成目的に則したカリキュラムを編成する。</li> <li>・附属学校等を活用した臨床的な教育課程・教育方法を重視する。</li> <li>・他大学との連携・協力の円滑な推進にも配慮したカリキュラム編成を行う。</li> <li>・現職教員の研修ニーズの増大・多様化やバックグラウンドの多様性に応じた教育課程・教育方法の工夫・改善を行う。</li> <li>・学習意欲と教育効果を高めるため、成績評価の基準を一層明確にするとともに、適切な成績評価を行う。</li> </ul>
------------------	---

中期計画	年度計画	実施状況等
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【7】          入学志願者に対する充実した説明会の開催やホームページの整備などによりアドミッション・ポリシーの普及を図るとともに、選抜方法の不断の見直しを図る。          入学選抜方法の調査研究・センターの必要性について検討す</p>	<p>アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【7-1】          入学志願者のニーズを捉え、説明会の継続・充実を図る。</p> <p>【7-2】          AO入試に関して、他大学の調査・選抜方法等を含め、その必要性につい</p>	<p>入学希望者の視点に立った効果的な大学説明会となるよう、学部学生を「大学説明会マイスター」として任命し、企画段階から積極的な協力を得た結果、昨年度より33人増の469名の出席者を得た。大学院説明会についても内容の充実を図り、東京と上越で年3回実施し、前年度比6割増の180名の出席者を得た。</p> <p>AO入試等を先行実施している国立の教員養成系大学・学部におけるAO入試の実施状況等について調査・分析を行った結果、AO入試の拙速な導入は避けるべきであること、アドミッションオ</p>

<p>る。</p> <p>以上のほか、学部については、高等学校訪問・進学相談等を積極的に実施するとともに、いわゆるAO入試について検討する。</p> <p>大学院については、教員の研究テーマ・研究室紹介・研究シーズなどの情報公開をさらに充実させる。</p> <p>また、協定校のハルビン師範大学からの受入れをはじめ、留学生の受入れを積極的に進める。</p>	<p>て検討するとともに、入試専任教員を配置したアドミッション・オフィス機能を持つセンターの必要性に関し結論を得る。</p> <p>【7-3】 積極的に近隣高校等への訪問・進学相談を実施する。</p> <p>【7-4】 本学との協定校の留学生受入れの方策を含め、多様な選抜方法の導入に関し調査検討する。</p>	<p>フィス機能を持つセンターは現時点においては必要ないこと、を確認した。</p> <p>県内外の高等学校8校への訪問又は進学説明会に参加し、本学への進学相談、大学説明会の案内に加えて進路担当教員の意向調査等を行った。さらに、民間企業の進学説明会に参加し、富山市、新潟市、長野市及び宇都宮市でそれぞれ複数校の学生に進学を促した。加えて、先方からの随時の大学訪問に対応し、11校402人の訪問者に本学の情報を提供した。</p> <p>留学生受け入れのための多様な選抜方法として、遠隔選抜及び現地選抜について調査を進めた。</p>
<p>教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>【8】 臨床に関わる科目を一定単位必修とする。</p> <p>他大学との連携・協力の円滑な推進にも配慮し、基本的なカリキュラムの構造のシンプル化について検討する。</p> <p>教師としてのキャリア開発を促進し、プロフェッショナルな教職意識をもった人材を育成するため、附属学校の活用を含む『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）の具体的計画を策定し、中期目標期間中に定着させる。</p>	<p>教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【8-1】 臨床に関わる科目の必修化について、カリキュラムを改善する方向で検討する。</p> <p>【8-2】 本学のカリキュラムの独自性を考慮しながら「シンプル化」に向けた検討を行い、併せて、他大学との連携・協力の円滑な推進にも配慮し、カリキュラム編成に活かす。</p> <p>【8-3】 『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）を平成18年度までに策定し実施する。</p>	<p>学部では、必修となっている臨床に関わる科目「実践セミナー」のほか、中教審の中間報告に対応して「教員養成カリキュラム委員会」を設置し、「教職実践演習（仮称）」の必修化について検討を開始した。また、大学院では「実践場面分析演習」等これまで必修化されてきた授業科目を現状に合わせて随時見直しており、大学院の専門性を考えると妥当であるとの結論を得た。</p> <p>「シンプル化」の観点を学生に対するカリキュラムの解りやすさと授業科目の精選と捉え、授業科目区分等カリキュラムの構成については、既に充分シンプル化が図られているとの結論を得た。また、授業科目の精選については、各講座・分野に対して、授業・研究指導の実情と改善への取組についてアンケート調査を行い、各講座・分野での授業内容の調整等についての実情を把握し、カリキュラム編成に活かすこととした。</p> <p>検討を進めてきた『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）を、キャリア開発の根幹をなす教員の実践力養成という観点から、本学の独創的な教育実習プランを中心に体系化した『教職キャリア教育による実践的指導力の育成』としてまとめ、「特色ある大学教育支援プログラム」に申請した結果、採択され、現在実施中である。</p>
<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>【9】 少人数授業、ゼミナール、実験・演習の多様化・充実を図り、教育効果を高める。</p> <p>マルチメディアを活用した教材作成、授業支援システムを導入し、中期目標期間中の定着を図る。</p> <p>授業科目の開設に当たって、学生の科目選択の幅の確保に十分配</p>	<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【9-1】 ゼミナール等の目標を具体化し、教育効果を高める。</p> <p>【9-2】 平成16年度から3か年計画で、教員に講義支援システムの定着を図る。</p>	<p>ゼミナール等の授業が、シラバスに記載された授業目標に照らして適切に実施されたかについて、授業評価アンケートを行った結果、大半の学生が授業目標を把握しており、授業内容についても高い満足度を示していることが確認された。</p> <p>全教員を対象とした「講義支援システムの利用説明会」を年3回実施するとともに記録し、当日参加できない教員のために、学内LANを通じてその模様を配信した。その結果、利用者は対前年度比27%増となった。</p>

<p>慮する。          学生による授業評価の一層の充実を図ることにより、授業内容・方法等の改善に努める。          特に地理的・時間的制約の多い現職教員を対象とした遠隔授業システムの構築計画を平成16年度中に策定し、中期目標期間中の定着を目指す。</p>	<p>【9-3】          開設授業科目の必修・選択の区分の見直しについて検討し、平成18年度までに結論を得る。</p> <p>【9-4】          学生の希望する授業が重ならないように、時間割作成上のルールを検討し、平成18年度までに結論を得る。</p> <p>【9-5】          授業評価方法及び評価結果の活用を含めた授業評価システムを検討し、実施する。</p> <p>【9-6】          遠隔授業用コンテンツを整備し、定着を図る。</p>	<p>、必修科目は全学生を対象とする場合のみとし、選択必修を基本として受講者の選択の幅を確保するように留意すること、また、教員免許に関わる必修科目は選択必修科目を基本とすることを含む授業時間割の編成方針を定めた。</p> <p>科目の割り振りは原則として、共通の科目は1、2限に、専門的科目は3限以降に割り振る、必修科目は同一時間帯に位置づける、学部の専門セミナー・実践セミナー及び大学院の実践場面分析演習は全学共通の時間帯に割り振る等を含む授業時間割の編成方針を定めた。</p> <p>従来の「授業に関するアンケート」を一部見直し、回答者（学生）と集計者の過重負担を避け、得られた結果を迅速に教員にフィードバックすることで、速やかに改善が図られるシステムとした。</p> <p>講義型、参加体験型、自学自習型に加え、体育系の実習に対応したものも含めて17タイトルのコンテンツを作成し、作成方法の定着を図った。</p>
<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <p>【10】          履修科目・習得科目を適切に評価する方法に関し、GPA（Grade Point Average）システムの導入を検討し、平成16年度中に具体的方策を策定する。</p>	<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【10】          海外を含めGPAシステムの実際に関する調査研究を行い、その意義を明確化し、具体的方策を策定する。</p>	<p>国立大学を対象にGPAの導入状況を調査し、導入していると回答のあった12大学の実情を分析した。本学では、学部1年次必修科目においてGPAより一層評価が厳格な素点により専修・コース分けを行っている。</p>

**大学の教育研究等の質の向上**  
**1 教育に関する実施状況**  
**(3) 教育の実施体制等に関する実施状況**

中 期 目 標	<p>大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を作る。できるだけ弾力的な組織にして、教員人事は大学全体で行う。</p> <p>教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、教育環境の整備を進めるとともに、必要に応じ、他大学、他機関、地域との連携協力を進め、教員養成教育の質の改善を図る。また、現職教員の多様なニーズ、バックグラウンドに応じた多様な現職教員研修システムを構築する。</p> <p><b>教職員の配置</b>          教育に関する臨床研究の推進とその成果に基づいて優れた教育実践力を有する教育者の養成と現職教員の資質向上への取組が、円滑に進むような弾力的な組織とし、人事は大学全体で行う。</p> <p><b>教育環境の整備</b>          教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等について、学生の意見を採り入れながら積極的に改善を図り、活用を促進する。</p> <p><b>教育の質の改善、教育研究システムの改善</b>          教員養成と現職教員の研修を目的とする本学の教育研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、そのフィードバックを通じて教育の質の改善を図るとともに、必要に応じ、他大学、他機関、地域との連携協力を進め、教員養成と現職教員研修のパワーアップを図る。</p> <p>特に大学院修士課程については、社会的ニーズを踏まえながら、より質の高い教員の養成を目的に、多様な履修形態・学習システムの検討を進める。</p>
------------------	---

中期計画	年度計画	実施状況等
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p>【11】          大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、学生をはじめとする関係者への分かり易さにも配慮する。</p>	<p>適切な教職員の配置等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【11】          弾力的な組織及び大学全体での人事に関する基本的な方針を策定するとともに、具体的な方策を検討する。</p>	<p>教員組織については、弾力的な運用が可能となるよう、教育研究組織と分離する方向で検討しており、見直しを行う組織として、大学改革委員会を設置した。</p> <p>教員人事については、教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に関する基本方針を定めた。なお、大学全体での教員人事として、平成18年度に大学院学校教育研究科の生活・健康系教育講座に「学校ヘルスケア分野」を新設し、同分野に専任教員3人、兼務教員として医師免許所有者2人を配置することとした。</p>
<p>教育に必要な設備、図書館、情</p>	<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネッ</p>	

<p>報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <p>【12】 学生の意見を採り入れながら、シラバス掲載図書をはじめとする学習用図書、マルチメディアコーナーの充実等積極的に改善を図り、活用を促進する。 また、学内の情報機器利用環境の整備を進めつつ、社会の趨勢を踏まえ、学生の全員がノートパソコンを所持することについても検討する。</p>	<p>トワーク等の活用・整備の具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【12-1】 シラバス掲載図書を収集する。</p> <p>【12-2】 授業内容と関連した学習用図書、人間形成に資する教養図書を学生1人当たり1冊以上収集する。</p> <p>【12-3】 教育カリキュラムの一環としての情報リテラシー教育について、教員との連携について検討する。</p> <p>【12-4】 講義室、プレイメントプラザ等に無線LANによるアクセスポイントを設置するなど、情報機器利用環境を整備する。</p> <p>【12-5】 平成17年度入学者から学年進行により、全学生にノートパソコンを所持させる。</p>	<p>シラバスに掲載している図書のうち未所蔵の125点を収集した。</p> <p>授業内容と関連した学習用図書、教養図書の購入冊数は1,488冊で、学部学生1人あたりの購入冊数は2.2冊となった。</p> <p>情報リテラシー教育の一環として図書館利用ガイダンス、図書資料検索ガイダンス及び電子ジャーナル等の資料の利用方法説明会を実施した。情報リテラシー教育に関する図書について情報教育担当教員と協議の上、整備した。</p> <p>昨年度に引き続き、ネットワーク環境の整備を行い、全ての講義室に無線LANアクセスポイントを設置するとともに、セキュリティ対策のため未承認端末の学内LANへの接続を排除するシステムを導入した。また、プロジェクター・スクリーン、学生のための印刷ステーションを整備した。</p> <p>新入学生全員にノートパソコンを所持させることとし、対象者にノートパソコン利用に関する講習会及びアプリケーションソフトとセキュリティの講習会を実施した。</p>
<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）</p> <p>【13】 学生による授業評価及び教員の自己評価の充実・促進を図る。 教育・研究指導の質の改善につながる明確な評価が行えるよう各授業、各学生・院生に対する教育・研究指導の責任体制を教員単位で明確にする。 公開授業や授業研究会等の教員が相互評価する方策を検討・実施し、一層の授業改善に努める。</p>	<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）として、次のことを行う。</p> <p>【13-1】 現在行っている学生からの授業評価を検証し、授業改善及び指導改善につながるような授業評価システムを検討する。</p> <p>【13-2】 授業並びに学生・院生に対する教育・研究指導に係る責任体制の在り方を検討し、教育・研究指導の質の改善を図る。</p> <p>【13-3】</p>	<p>従来の「授業に関するアンケート」を一部見直し、回答者（学生）と集計者の過重負担を避け、得られた結果を迅速に教員にフィードバックすることで、速やかに改善が図られるシステムとした。</p> <p>教員の所属組織である講座・コース（分野）単位での教育・研究指導に係る責任体制の状況を調査した結果、教員相互の連携協力が教員単位での責任の明確化につながるとの認識を得た。そこで、教育・研究指導の質の改善の端緒として、講座・コース（分野）が責任を持つ授業において教員相互の連携・調整を行うことにより、教員単位の責任を明確にすることとした。 教育・研究指導に係る責任体制の在り方を検証するため、まず、教員の所属組織である講座・コース（分野）単位での責任体制の状況を把握するための基礎資料を収集した。更に本学の在るべき責任体制について、継続的に精査していくこととした。</p>

	<p>本学教員及び初等・中等学校等の現職教員等が本学授業を参観できるシステムを策定・試行の上、授業評価を実施する。</p> <p>【13-4】 本学教職員及び初等・中等学校等の現職教員等が、教育について情報交換できる機会を定期的に提供するシステムを策定・試行の上、実施する。</p>	<p>本学の授業を参観できるシステムとして、7月に研究プロジェクトに関する科目を試行的に公開し、参観者による授業評価を実施した。次いで、1月にも公開授業を実施し、前回寄せられた意見を踏まえ、授業終了後に参観者と意見交換を行う機会を設けた。</p> <p>教育について情報交換できるシステムとして、1月の公開授業終了後、本学の教職員及び現職の小・中学校、高等学校教員が参加した情報交換を実施した。また、3月には、ファカルティ・ディベロップメント推進のためのパネルディスカッションを行い、今後の多様な学生に対応する授業改善のための方策等について情報交換を実施した。</p>
<p>全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p> <p>【14】 社会的なニーズの吸い上げ、他大学・他機関等との連携・協力、情報化等への学内外対応のためのインターフェイス機能充実の観点から、学校教育総合研究センター、実技教育研究指導センター、障害児教育実践センター、心理教育相談室のあり方を平成16年度中に見直すとともに、情報基盤センターについて、発展的改組を視野に入れて充実を図る。</p>	<p>全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【14】 各センター及び心理教育相談室の組織等の在り方について、見直しを図る。</p>	<p>情報教育研究の充実、遠隔教育への対応及び学生サービスの向上を図るため、情報基盤センター兼任教員2人のうち1人を専任教員として配置した。 また、心理教育相談室は、臨床心理士資格の認定を受けるための実習施設であり、施設の拡充が求められていることに加え、相談者数が年々増加傾向にあることなど社会的ニーズが高いことから、日本臨床心理士資格認定協会本学職員研修センターを改修し、そこに心理教育相談室を移転・拡充することにした。</p>
<p>学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項</p> <p>【15】 大学院生については、全学的に柔軟な指導体制を確立することとし、年度途中の指導教員の変更も可能とする。 特に大学院修士課程における現職教員研修について、教育委員会派遣教員対象の充実に加え、教員のバックグラウンドの多様性に応じた1年制や、地理的・時間的制約を超えた研修がこれを活用した履修制度の導入など、現職教員研修の重要性に応じた新しいシステムについて総合的に検討し、平成16年度から具体的検討に着手する。 また、現職教員を対象とする大学院修士課程については、近隣の大学との連携による設置形態の可能性についても検討する。 附属学校については、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の最も太いパイプ</p>	<p>学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。</p> <p>【15-1】 前年度の検討を踏まえて、講座・分野を越えての教育研究指導体制の構築が可能などから実現を図る。</p> <p>【15-2】 遠隔授業用コンテンツを整備し、定着を図る。</p> <p>【15-3】 1年制、その他多様な履修形態の導入について継続して検討する。</p> <p>【15-4】 研究プロジェクト等において附属学校及び地域の学校との臨床的研究の重</p>	<p>学校教育研究科、教科・領域教育専攻、生活・健康系コースに、平成18年4月1日付けで学校ヘルスケア分野を新設し、専任教員3人を配置することとした。専任教員3人のうち2人については、それぞれ分野を越えて保健体育分野、家庭分野においても教育研究指導が可能となる体制を構築した。</p> <p>講義型、参加体験型、自学自習型に加え、体育系の実習に対応したものも含めて17タイトルのコンテンツを作成し、作成方法の定着を図った。</p> <p>教職大学院の設置に向けて、1年制及び14条特例の導入について検討した結果、標準履修年限を2年とする履修形態を継続することとした。</p> <p>研究プロジェクトにおいて「附属学校及び地域の学校との連携による臨床研究」をテーマとした公募を行い、審査の結果8件を採択した。それらの研究プロジェクトに研究協力者として大学院生</p>

と位置づけ、附属学校の教育の充実と大学における教員養成、現職教員研修の双方にメリットのあるような緊密なパートナーシップを築く。このための具体的方策について検討し、平成16年度中に実現可能なものから実施に着手する。  
また、より質の高い教員の養成を目的に、多様な履修形態・学習システムについての検討を進める。

点化を図るとともに、これらの研究に院生が加わることを推奨する。

の参加を得て、附属学校や地域の学校と連携し、教育現場が抱えている諸問題を実践的立場から研究する臨床研究を重点的に推進した。



大学の教育研究等の質の向上  
1 教育に関する実施状況  
(4) 学生への支援に関する実施状況

中期目標 大学の提供するサービスのユーザーであるとともに、大学に対する社会的要請の重要な発信者としての学生が、明るく充実したキャンパスライフを過ごせるよう、その学習・生活を積極的に支援する。また、ニーズや知的・人的資源が循環していく観点から、卒業生・修了生に対するアフターケアの充実を図る。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>【16】 教育相談窓口の充実、TA、オフィスアワーの充実を図るとともに、チュートリアルシステムの導入等についても検討する。 『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』(仮称)の実施・推進の一環として、定期的なキャリアカウンセリングの実施について検討する。</p>	<p>学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【16-1】 前年度の評価結果を踏まえて、具体的改善策及びチュートリアルシステムの導入等について検討し、可能なものから実施する。</p> <p>-----</p> <p>【16-2】 定期的なキャリアカウンセリングを実施する。</p>	<p>学部へのチュートリアルシステム導入について検討した結果、現行のクラス制度(入学時に10人ずつのクラスを編成してクラス担当教員を置き、学習面のみならず生活面の指導を行う。2年次からは専修・コース・分野を単位とするクラスに再編成し、クラス担当教員に専門セミナー担当教員が協力する。)の充実を図ることが本学の履修形態に適しているとの結論を得た。</p> <p>-----</p> <p>キャリアカウンセリングを以下のとおり実施した。 ・学部1年: 人間教育学セミナーでの職業観の涵養を目的とした講義・演習(4・7月) ・学部2年: 就職ガイダンス(6月) ・学部3年: 就職ガイダンス、教員養成課程学生合宿研修での各種採用情報の提供、キャリア目標の設定(5・7・10月) ・学部4年: 就職ガイダンスでの卒業・就職に向けたキャリアサポート(4・11月) ・大学院1年: 就職ガイダンスでの各種採用情報の提供、キャリア目標の設定(5・7月) ・大学院2年: 就職ガイダンスでの修了・就職に向けたキャリアサポート(4・11月)</p>
<p>生活相談・就職支援等に関する具体的方策</p> <p>【17】 生活相談、就職支援を総合的に実施する学生支援室を設置し、関</p>	<p>生活相談・就職支援等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【17-1】 学生サービスの充実を図る観点から、新たな学務部(大学)事務システ</p>	<p>学生サービスの一層の向上、教職員の事務処理の合理化・効率化及びペーパーレス化を目的とする「学務情報システム」を導入した。</p>

<p>係情報の収集、分析、提供、相談機能の強化・充実を図る。 卒業生・修了生に関する名簿の整備を計画的に進めるとともに、大学の情報システムの積極的活用を図り、大学情報の提供等のアフターケアの充実に努める。</p>	<p>ムを段階的に導入する。</p> <p>【17-2】 卒業生・修了生に関する名簿について計画的に整備を進め、大学の情報システムの積極的活用を図り、大学情報の提供等のアフターケアの充実に努める。</p>	<p>名簿については、全卒業生・修了生8,170人中、今年度までに7,213人分を整備した。 また、大学情報の提供等アフターケアの一環として「教員採用試験学習支援システム」を実用化し、ホームページに卒業生・修了生への就職支援情報を掲載するとともに、メールによる遠隔地指導等を行うなどの充実に図った。</p>
<p>経済的支援に関する具体的方策</p> <p>【18】 授業料減免措置の確保に努めるとともに、各種奨学金の受給機会を確保・拡充するため、関連情報の収集・提供に努める。また、学生宿舎、国際学生宿舎等、学生の居住環境の整備のあり方、及びキャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業のあり方について、総合的に検討し、計画的に対策を講ずる。</p>	<p>経済的支援に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【18-1】 授業料減免措置の確保・充実及び各種奨学金、アルバイト等経済的支援に係る情報提供の在り方等についても検討し、順次改善等を図る。</p> <p>【18-2】 前年度に実施したアンケート結果を踏まえ、大学会館及び学生宿舎等の整備充実を図るとともに、キャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業の充実を図る。</p>	<p>授業料免除許可者を増やすことを目的として、「授業料免除選考基準」を原則半額免除とした改正を行った。学部・大学院合わせて5.8%の免除予算枠を維持するほか、特別予算枠を措置し、新潟県中越地震で被災した学生を対象とした減免を実施した。 また、新たに本学学生が受給対象となる奨学金制度を有する10団体の情報を提供を行い、学生の経済的支援を充実した。</p> <p>福利厚生施設では、キャンパスライフの利便性を向上させるため、以下の改善策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売店：自動ドアの設置及び改装並びに営業時間の延長等</li> <li>・ 食堂：フードヒートランプ増設、メニューの充実等</li> <li>・ 単身用学生宿舎：談話室改装、浴室改修、各居室等鍵取替</li> <li>・ 世帯用学生宿舎：内装改修（5戸）、外壁改修</li> </ul>
<p>社会人・留学生等に対する配慮</p> <p>【19】 教育委員会派遣教員をはじめ、社会人・世帯向け宿舎の生活環境整備を図る。 また、国際交流推進後援会と連携し、国際交流推進室における留学生の学習、生活支援に関する機能・事業の充実に努める。</p>	<p>社会人・留学生等に対する配慮として、次のことを行う。</p> <p>【19-1】 前年度に実施したアンケート結果を踏まえ、学生宿舎等の整備充実を図る。</p> <p>【19-2】 留学生の身分特性等を配慮した、修学支援体制及び生活支援体制を整備するとともに、学内・学外の各組織との連携を含めた具体的な支援事項を平成19年度までに検討し、実施する。</p>	<p>学生宿舎では、以下の整備充実を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身用学生宿舎：談話室改装、浴室改修、各居室等鍵取替</li> <li>・ 世帯用学生宿舎：内装改修（5戸）、外壁改修</li> </ul> <p>留学生への主な支援策として、以下のとおり新たな体制を整備するとともに、各組織との連携を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他大学の専門講師による「留学生指導教員スキルアップ講習会」を実施した。</li> <li>・ チューター・留学生・留学生指導教員3者間でチューター実施目標及び計画を策定し、実施後チューターに報告書を提出させた。</li> <li>・ 留学生指導教員は修学・生活指導の実施後、報告書を提出することとした。</li> <li>・ 上越国際交流協会との連携による市民との交流、スタディトリップ、異文化交流パーティなど多様な活動を行った。</li> </ul>

大学の教育研究等の質の向上  
 2 研究に関する実施状況  
 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する実施状況

**中期目標**  
 知の世紀における学校教育の役割と個々の人間理解を重視するとともに、教育という総体の中で「今、学校に必要なもの」を創造的に生み出す教育に関する臨床研究を、「『学校』、『教師 - 教育内容・教育方法 - 子ども』、『学び』」という教育現場の実際を踏まえてダイナミックに推進し、その成果に基づいて教育・研究指導の充実・改善に積極的に取り組む。  
 教育に関する臨床研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、その成果を学校教育現場に還元する。  
 また、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、新たな教員養成カリキュラムを提案する。  
 教育に関する臨床研究の推進に当たっては、現職教員の研修における教育・研究指導を通じた研究、さらにその成果を教育・研究指導に還元しうる研究の推進にも意を用いる。

中期計画	年度計画	実施状況等
大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置		
目指すべき研究の方向性 <b>【20】</b> 現職教員と教育・研究指導を通して連携するという本学の特色を生かしながら「『学校』、『教師 - 教育内容・教育方法 - 子ども』、『学び』」という教育現場の実際を踏まえた研究として、教育に関する臨床研究を推進する。この教育に関する臨床研究は、児童・生徒を前にした教育臨床と、この臨床を支える目的を持った基礎的・開発的・応用的研究の総体とする。その実現に向けて以下の取組を行う。 教育に関する臨床研究の推進とその成果を踏まえ、新たな理念に基づく大学院博士課程について可能性等の検討を行う。	<b>【20】</b> (平成18年度から実施のため、17年度は年度計画なし)	
大学として重点的に取り組む領域	大学として重点的に取り組む領域に関し、次のことを行う。	

<p>【21】 現職教員と教育・研究指導を通して連携するという本学の特色を生かしながら、学校教育現場と協力し、子ども達の日常的な観察・分析から、望ましい学校教育のあり方について総合的に探究し、子ども達の学習活動に直接フィードバックできる開発研究に重点を置く。</p>	<p>【21】 開発研究プロジェクトの基本計画案を検討し、主として上越地域の小・中・高等学校と協力して試行する。</p>	<p>大学院生と大学教員が協働して協力校の教育課題の解決に当たるマルチコラボレーションを機軸とした教育プログラムの開発を中心とする開発研究プロジェクト案をまとめ、「大学・大学院における教員養成推進プログラム」(教員養成GP)に申請した結果、採択され、現在12校のプロジェクト協力校と実施中である。</p>
<p>成果の社会への還元に関する具体的方策</p> <p>【22】 教育に関する臨床研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、その成果を教員養成カリキュラムや学校教育現場における教育実践に還元する。このため、附属学校での教育実践や研究会を活用した機会の設定や、出版・講演・講習会等の対外事業に対する支援策を講ずる。 学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、新たな教員養成カリキュラムを研究し、他の教員養成大学・学部等の活用に資することを旨とする。この際、学部・大学院6年一貫の教員養成に関する研究など、学部学生を主な対象とする教員養成と、現職教員に対する研修を融合したカリキュラム研究も推進する。</p>	<p>成果の社会への還元に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【22-1】 学部と附属学校、公立学校等との共同研究テーマ策定理念及び意向調査の結果を踏まえ、共同研究を実施する。</p> <p>【22-2】 各講座・分野の「修士論文発表会」を公開で開催し、広く現職教員や教育行政関係者を含めた研究協議の場とするため、運営方法について検討する。</p> <p>【22-3】 現職教員の教育活動に資するため、研究成果を還元する出版事業及び本学からの指導助言者に対する援助や協力の在り方について平成18年度までに検討する。</p> <p>【22-4】 新しい教員養成カリキュラムの構築のための策定理念を検討する。</p>	<p>研究プロジェクトにおいて「附属学校及び地域の学校との連携による臨床的研究」をテーマにした公募を行い、8件の共同研究を実施した。一方、上越市教育委員会との共同研究「キャリア教育推進」の研究成果は「上越市教育センター実践研究収録」に集約され、広く学校現場に還元した。公立学校等との共同研究については、全学での共同研究が11件、個人の共同研究が17件が実施された。</p> <p>全19専攻・講座・分野等のうち、18専攻・講座・分野等が、「修士論文発表会」を公開で開催した。発表会は研究協議の場として機能しているが、さらに、その機能を高めるために大学として開催日、教室、案内状の発送先等、運営方法の調整を行うこととした。</p> <p>研究成果を還元する出版事業については研究紀要等の他、附属学校においては、教育実践に関する研究協議会を開催するとともに、「心豊かに生きる(附属小学校)」、「総合的な学習の時間と教科の枠組みを再編した新たな教育課程の研究開発(附属中学校)」、「なかまとともに(附属幼稚園)」等の出版物を発行した。 本学からの指導助言者に対する援助や協力のひとつとして、指導助言を競争的資源配分の評価区分の事項に加えた。</p> <p>新しい教員養成カリキュラムに、デマンドサイドの意見を反映させるため、学外委員として、新潟県教育委員会から3名の外部委員を委嘱し、教職大学院設置構想の策定理念の検討を行い、設置構想案として取りまとめた。</p>
<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策</p> <p>【23】 大学における研究の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で研究の質の向上を図る。 このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係</p>	<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【23】 学内で採択する研究プロジェクトについて、研究成果の公表・公開方法について検討する。</p>	<p>研究プロジェクトの成果の公表・公開方法について検討を行い、「研究終了報告書」をホームページに掲載し、概要や成果を公表した。なお、平成18年度公募分からは研究成果報告書の発行とシンポジウムを開催することとした。</p>

機関、学校教育現場の関係者との  
緊密な意見交換の場を設けるとと  
もに、他の教員養成大学教員も含  
めたシンポジウム等の開催を計画  
的に行う。

大学の教育研究等の質の向上  
 2 研究に関する実施状況  
 (2) 研究実施体制等の整備に関する実施状況

中期目標 教育に関する臨床研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、多様で柔軟な研究実施体制を確立するとともに、附属学校とのパートナーシップの確立を第一に、小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との連携協力を進め、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関を目指す。

中期計画	年度計画	実施状況等
大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 研究に関する目標を達成するための措置 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 研究に関する目標を達成するための措置 (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	
適切な研究者等の配置に関する具体的方策  <b>【24】</b> 大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、学生をはじめとする関係者への分かり易さにも配慮する。	適切な研究者等の配置に関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【24】</b> 弾力的な組織及び大学全体での人事に関する基本的な方針を策定するとともに、具体的な方策を検討する。	教員組織については、弾力的な運用が可能となるよう、教育研究組織と分離する方向で検討しており、見直しを行う組織として、大学改革委員会を設置した。 教員人事については、教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に関する基本方針を定めた。なお、大学全体での教員人事として、平成18年度に大学院学校教育研究科の生活・健康系教育講座に「学校ヘルスケア分野」を新設し、同分野に専任教員3人、兼務教員として医師免許所有者2人を配置することとした。
研究資金の配分システムに関する具体的方策  <b>【25】</b> 研究を教育・研究指導との関連で評価し、その結果を研究資金の配分に反映させ、競争的環境の醸成に努める。	研究資金の配分システムに関する具体的方策として、次のことを行う。  <b>【25】</b> 評価担当の委員会等において評価基準について検討する。	これまでの競争的資金の配分基準を見直し、新たに教育に関する臨床研究を中心とした評価の基準と観点を検討した。それを基にして、新たな競争的資金の配分の方針、配分の比率等を「平成17年度上越教育大学競争的教育研究資金の配分基準について」として決定し、実施した。
知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策  <b>【26】</b>	知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策として、次のことを行う。	

<p>教材開発など、教員養成に関連した特許等の創出の可能性、奨励策について検討する。 知的財産の取扱いに関する方針を平成16年度中に策定するとともに、学内教職員を対象とする講演会の計画的開催など、啓発に努める。</p>	<p>【26-1】 発明・考案・意匠の創作の発掘、発明等の評価、出願手続までの流れを確立する。</p> <p>【26-2】 発明コーディネーターや特許アドバイザーを招聘し、学内教職員を対象とする知的財産権に関する説明会や講演会等を実施するなど啓発に努める。</p>	<p>本学職務発明規程に基づき、発明から特許出願までの流れを確立するとともに、知的財産本部ホームページを開設し、学内に周知した。</p> <p>発明コーディネーターによる知的財産講演会を開催し、併せて、発明等に関する個別相談会を4回実施した。 これらの活動の成果として、教員から申請のあった2件の発明について、特許出願の手続きを行った。</p>
<p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的な方策</p> <p>【27】 大学における研究の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で研究の質の向上を図る。 このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、他の教員養成大学教員も含めたシンポジウム等の開催を計画的に行う。 評価及び評価結果の反映については、各教員の改善努力を基本としつつ、研究資金配分への適切な反映を図る。</p>	<p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的な方策として、次のことを行う。</p> <p>【27】 研究の成果・効果を学校教育現場へフィードバックするための具体的な事業実施計画を検討する。</p>	<p>教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場として、教員養成GP成果発表会及び研究プロジェクトの成果を公表・公開するための研究成果報告書の発行とシンポジウムを開催することとした。</p>
<p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的な方策</p> <p>【28】 社会的な研究ニーズの吸い上げ、他大学・他機関等との連携・協力等、学内外対応のためのインターフェイス機能の充実・発展の観点から、学校教育総合研究センター、実技教育研究指導センター等のあり方の検討を進め、平成16年度中に見直す。</p>	<p>全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的な方策として、次のことを行う。</p> <p>【28】 各センター及び心理教育相談室の組織等の在り方について、見直しを図る。</p>	<p>情報教育研究の充実、遠隔教育への対応及び学生サービスの向上を図るため、情報基盤センター兼任教員2人のうち1人を専任教員として配置した。 また、心理教育相談室は、臨床心理士資格の認定を受けるための実習施設であり、施設の拡充が求められていることに加え、相談者数が年々増加傾向にあることなど社会的ニーズが高いことから、日本臨床心理士資格認定協会本学職員研修センターを改修し、そこに心理教育相談室を移転・拡充することにした。</p>
<p>学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項</p> <p>【29】 附属学校教員を含め、所属する教育研究組織にとらわれずに実施</p>	<p>学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項に関し、次のことを行う。</p> <p>【29-1】 情報化の視点から附属小・中学校の情報システムについては、情報基盤セン</p>	<p>情報基盤センターの『「教育の情報化」支援システム』導入の一環として、附属小・中学校の情報システム（児童・生徒用端末、ネットワーク機器、サーバー群等）を更新し、大学との連携機能</p>

<p>する教育実践に関する共同研究に助成し、その成果を大学院の教育プログラムとして活用するプロジェクト研究の事業効果を高める方向で一層充実させる。</p> <p>附属学校とのパートナーシップの確立を第一に、小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との研究上の連携協力を進める。</p> <p>附属図書館における学術情報収集・保存、提供機能を電子図書館的機能の向上を含め、強化する。</p>	<p>ターとの連携・協力を推進する。</p> <hr/> <p>【29-2】        本学の研究成果を広く提供するために、学術情報の流通・発信の在り方について、全学的見地から平成18年度までに検討を行う。</p>	<p>を強化した。また、同システムについて、業務委託によりメンテナンス支援体制を整備した。</p> <hr/> <p>研究成果を還元するため、研究紀要等の電子化を進めるとともに、附属図書館情報システムを活用して、本学の研究成果等に関する図書一覧を作成した。</p>
---	---	--



大学の教育研究等の質の向上  
 3 その他の実施状況  
 (1) 社会との連携、国際交流等に関する実施状況

中期目標 教員養成にとって、地域の歴史・文化・経済・産業と結びついた特色ある教育研究の展開が重要であり、地域の発展にも貢献しうるものであることから、こうした知的資源の地域貢献への活用に大学として組織的・総合的に取り組み、地域に頼られる大学を目指す。  
 また、お互いの大学の特色が生きて、その特色が一層伸長できる国、大学、分野を重点に国際交流を推進する。

中期計画	年度計画	実施状況等
大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置	
地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策	地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策として、次のことを行う。	教員養成系大学である本学の特性を活かし、以下の地域貢献事業を企画・実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現職教員支援のための総合的「学校コンサルテーション」推進事業</li> <li>・ 情報教育実践に関する指導力養成のための現職教員研修支援事業</li> <li>・ 障害児教育における指導・検査技術育成のための現職教員研修支援並びに教育相談事業</li> <li>・ 地方分権化時代に即応した自律的学校経営力育成のためのスクールリーダー研修支援事業</li> <li>・ 特別支援教育推進支援事業</li> <li>・ 新潟県中越地震で大きな被害を受けた小千谷市立東山小学校に対する支援事業</li> </ul> また、地域連携推進室に教授1人を追加配置し、地域貢献諸事業の企画・立案機能を充実した。
【30】 大学に対する地域のニーズの的確な把握、地域貢献事業の企画・実施、連絡調整等、地域社会等との連携・協力を推進するため地域連携推進室の機能等の充実を図る。 地域の学校教員に対する学校コンサルテーション事業を組織的かつ積極的に推進する。 地域の学術・医療・福祉・文化振興の期待を集める新潟県立看護大学との連携を進めるため、教育プログラムの相互支援など、具体的推進策についての合意を平成16年度中に形成する。 大学施設(図書館、体育施設等)の地域開放を積極的に進め、このために必要な施設設備の整備を進める。	【30-1】 地域のニーズの調査をもとにした地域貢献事業を企画し実施する。また、地域社会との連携・協力を推進するため地域連携に関する情報の集約等の機能の充実を図る。 【30-2】 教育委員会及び学校に対する調査の分析結果により、より組織的かつ積極的に学校コンサルテーション事業を推進する。 【30-3】 新潟県立看護大学との連携による地域貢献事業等を逐次実施する。	学校コンサルテーション事業の推進を図るため、以下の取り組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「上越地域教育委員会との連携推進協議会」を開催し、上越市校長会を通じたアンケート調査に基づき、リーフレットを各学校へ配付するとともに、近隣4市の教育委員会を訪問し、利用地域の拡大と利用促進に努めた。</li> <li>・ 本学の事業実行委員会に教員3人を追加するとともに、コーディネーター会議を新設し、事業推進体制を強化した。</li> </ul> 本学と新潟県立看護大学との地域貢献に関する連携協議会の下に、上越市を加えた地域貢献部会を設置し協議した結果、「平成17年度エイズイベント」及び「食育フォーラム in 上越」を共催事業として実施した。
	【30-4】	

	<p>大学施設を地域に開放するためのニーズ把握のため、アンケート調査結果の分析を行い、地域開放の具体策を平成18年度までに検討し、策定する。</p>	<p>平成16年度に実施した地域社会のニーズ等のアンケートを分析した結果、施設開放のニーズがある一方、立地条件（交通手段）や施設内の案内表示等の課題が明らかになった。 また、現在の講義室等の使用状況を調査した結果、授業等で使用していない時間帯については、地域社会への開放を積極的に進めるため、ホームページによる広報を取り入れることとした。 また、心理教育相談室の有料化を平成19年4月から実施するため、施設拡充を含めた施設整備を平成18年10月から行うこととした。</p>
<p>産学官連携の推進に関する具体的方策</p> <p>【31】 教育をめぐる産学官連携の推進を進める、そのための連携のあり方や社会と時代が求める人材等に関する調査研究を進め、『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）に反映する。</p>	<p>産学官連携の推進に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【31】 教員養成大学等における産学官連携の実績調査を実施する。</p>	<p>教育をめぐる産学官連携のあり方について、教員養成大学・学部47校に対してアンケート調査を実施した。なお、社会と時代が求める教員を養成すべく『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）を、キャリア開発の根幹をなす教員の実践力養成という観点から、本学の独創的な教育実習プランを中心に体系化した『教職キャリア教育による実践的指導力の育成』としてまとめた。</p>
<p>地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策</p> <p>【32】 本学の知的・人的・物的資源（教員、図書館等）を通して、新潟県立看護大学との連携及び協力を進める。</p>	<p>地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【32】 新潟県立看護大学との連携による地域貢献事業等を逐次実施する。</p>	<p>本学と新潟県立看護大学との地域貢献に関する連携協議会の下に、上越市を加えた地域貢献部会を設置し協議した結果、以下のとおり共催事業を実施するための知的・人的・物的資源を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度エイズイベント：本学教員を講演会講師として派遣</li> <li>・食育フォーラムin上越：本学講堂を会場として提供、本学教員をポスターセッションに派遣</li> </ul>
<p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> <p>【33】 本学が教員養成大学として、英語教育強化の重要性、アジア等の異文化理解の重要性を踏まえ、特色の一層の伸長が期待できる分野、対象国、事業を精選して推進するための方針を平成16年度中に策定する。 国際交流推進後援会と連携し、国際交流推進室における留学生の学習、生活支援に関する機能・事業の充実を図る。また、協定校の八ルビン師範大学からの受入れをはじめ、留学生の受入れを積極的に進め、中期目標期間中、留学生受入数の増加を目指す。 併せて、学生のニーズも踏まえ、</p>	<p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【33-1】 前年度に策定した協定校との留学生交流等の国際交流推進に関する基本方針について、学内への周知を図るとともに、基本方針に沿って本学の国際交流を推進する。</p>	<p>外国人留学生に対する修学支援、生活支援、日本語支援及び連携支援の目標並びに留学生支援に係る指導教員、講座・分野などの役割について学内周知を図るとともに、基本方針に沿って以下の取組みを推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャナツカレ・オンセキズ・マルト大学（トルコ共和国）との学術交流に関する協定書及び学生交流に関する覚書の締結</li> <li>・グラスゴー大学教育学部（イギリス）との学術交流・学生交流に関する協定書の更新</li> <li>・学内募集による「海外との研究交流（派遣・招へい）」及び報告会の実施</li> <li>・北京師範大学から研究者を招いての国際シンポジウムの開催</li> <li>・外国人研究者の受入体制の整備 など</li> </ul> <p>外国人留学生に対する修学支援、生活支援、日本語支援及び連携支援の目標並びに留学生支援に係る指導教員、講座・分野などの役割について、周知した。 また、基本方針に沿って、以下の取組みを推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学内募集による「海外との研究交流（派遣・招へい）」及び報告会の実施、</li> <li>・北京師範大学から研究者を招いての国際シンポジウムの開催</li> <li>・外国人研究者の受入体制の整備 など。</li> </ul>

<p>英語圏への留学機会の確保と、キャンパスの国際化を進め、これからの教育の人材に求められる国際的資質の育成を図る。</p>	<p>【33-2】 留学生の身分特性等を配慮した、修学支援体制及び生活支援体制を整備するとともに、学内・学外の各組織との連携を含めた具体的な支援事項を平成19年度までに検討し、実施する。</p> <p>【33-3】 学生の海外交流の機会である「海外教育（特別）研究」及び「韓国教員大学校との学生交流」について、実施体制を整備するとともに、プログラム内容の充実を図り、これらのプログラムを推進する。</p>	<p>主な支援策として、以下のとおり新たな体制を整備するとともに、各組織との連携を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他大学の専門講師による「留学生指導教員スキルアップ講習会」を実施した。</li> <li>・ チューター・留学生・留学生指導教員3者間でチューター実施目標及び計画を策定し、実施後チューターに報告書を提出させた。</li> <li>・ 留学生指導教員は修学・生活指導の実施後、報告書を提出することとした。</li> <li>・ 上越国際交流協会との連携による市民との交流、スタディトリップ、異文化交流パーティなど多様な活動を行った。</li> </ul> <p>アイオワ大学と連携を図り、学部（大学院）授業「海外教育（特別）研究」をアメリカ合衆国（アイオワ大学ほか）で実施した。 また、平成18年度以降の「海外教育（特別）研究」はアメリカ合衆国のほか、オーストラリア及び韓国を訪問先とする複数科目を開設することとした。 一方、従前から実施している韓国教員大学校との学生交流は、同大学校の学生14人を受入れ、充実した交流を行った。今後は、訪問と受入れを隔年で交互に実施することとした。</p>
<p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <p>【34】 協定校との学生交流を積極的に奨励・推進する。 「現職教員の研修プログラム」や、「教育実習プログラム」等を通じた国際貢献の可能性について検討する。 この際、JICA等の国際貢献に実績のある機関・団体との連携を考慮する。</p>	<p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【34-1】 協定校との学生交流について、多様な形態による学生交流プログラムを検討し、推進する。</p> <p>【34-2】 「教員研修留学生」及び「日本語・日本文化研修留学生」を受け入れるためのプログラム内容の充実と体制の整備を図る。</p> <p>【34-3】 教育・人づくり領域における国際貢献について、他の機関と連携して本学が取り組むための方策、及び貢献が可能な事業分野・内容並びにJICA研修生等の受入れについて平成18年度までに検討する。</p>	<p>アイオワ大学と連携を図り、学生交流プログラムを大幅に充実した「海外教育（特別）研究」を実施した。また、平成18年度以降の「海外教育（特別）研究」はアメリカ合衆国のほか、オーストラリア及び韓国を訪問先とする複数科目を開設することとした。従前から実施している韓国教員大学校との学生交流は、同大学校の学生14人を受入れ、充実した交流を行った。今後は、訪問と受入れを隔年で交互に実施することとした。一方、オーストラリアのサザンクロス大学における短期語学研修プログラムには、学部学生7人が参加した。</p> <p>受入れに係るプログラム内容の充実と体制の整備を図るため、以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教員研修留学生及び日本語・日本文化研修留学生の受入れ分野、研修内容を見直し、受講可能科目を整備した。</li> <li>・ 他大学の専門講師による「留学生指導教員スキルアップ講習会」を実施した。</li> <li>・ チューター・留学生・留学生指導教員3者間でチューター実施目標及び計画を策定し、実施後チューターに報告書を提出させた。</li> <li>・ 留学生指導教員は修学・生活指導の実施後、報告書を提出することとした。</li> </ul> <p>教員養成大学としての特性を十分に発揮できる国際貢献事業として、フィリピンから教員研修留学生1人を受け入れた。さらに、貢献が可能な事業分野について検討を行った結果、協定校であるハルビン師範大学へ特別支援教育の教員を派遣し、連携・支援事業を実施した。</p>

大学の教育研究等の質の向上  
 3 その他の実施状況  
 (2) 附属学校に関する実施状況

**中期目標** 教育に関する臨床研究を推進するため、大学と附属学校間での実践的なパートナーシップの確立を第一目標とし、大学が志向する教員養成、教員研修、地域貢献等の一環として、大学 - 附属学校の知的・人的資源のダイナミックな循環を実現する。  
 大学と附属学校間の連携を強化し、学校教育の課題を先取りしたカリキュラム研究及び総合学習に関する研究を重点的に推進する。これに加えて学校教育に対する社会的ニーズを拾い上げ、新たな課題解決に向けて取り組む大学・附属学校の共同プロジェクトを企画・実行するとともに、教育に関するモデルとなるよう地域と附属学校・大学が一体となった取組を進める。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置            3 その他の目標を達成するための措置            (2) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p>		
<p>大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策</p> <p>【35】            大学と教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の最も大きいパイプとして、附属学校を位置づける。これに則り、附属学校側の教育実践と、大学側の教員養成・教員研修の双方にメリットを生むような緊密なパートナーシップを築く。            そのため、附属学校の特色を生かした教育課程開発や活動・単元開発から臨床応用までの教育研究を企画実施し、研究と実践を結びつけた「アクションリサーチ」を導入する。            大学と附属学校の互恵的なアクションリサーチ推進のため、大学教員による附属学校の授業担当、附属学校教員による大学授業への参画、大学院・学部学生による授業協力や子どもたちとの交流を推</p>	<p>大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【35-1】            研究プロジェクトの中からアクションリサーチに発展するもの、交流事業として実施するものを絞り、附属学校の教育課程に位置づけて試行する。</p> <p>-----</p> <p>【35-2】            「実践セミナー」・「実践場面分析演習」等、教育現場と密接な関係をもつ授業科目について、附属学校と連携して授業運営を行う。</p>	<p>研究プロジェクトで採択されたテーマのうち、9件(小学校6件、中学校1件、幼稚園2件)を附属学校の教育課程に位置付け、実施した。            また、4件のプロジェクトについて、大学教員、附属学校教員の連携と大学院生の参加協力のもと、附属学校における授業実践等を踏まえながら研究を推進し、平成17年度教員養成GPとして採択された取組も含めて、附属小・中学校でアクションリサーチに取り組んでいる。</p> <p>「実践セミナー」及び「実践場面分析演習」において、附属学校教員による講義、授業観察、研究授業と授業後の討議等、附属学校との連携による授業を実施し、教育現場及び子どもたちとの交流を意識した授業運営を行った。</p>

<p>進する。また、このための具体的な形態、教育課程上の位置づけ、大学と附属学校間で相互に守るべきルール等について、平成16年度中に検討し、逐次実施する。</p>		
<p>学校運営の改善に関する具体的方策</p> <p>【36】 大学と附属学校の緊密なパートナーシップの下、先進的な教育研究を通して、公私立学校への貢献を一層拡充する。そのため附属学校を、大学の地域貢献のインターフェイスとして明確に位置づける。</p> <p>各附属学校長のリーダーシップの下に、学校運営に関する自己点検・評価を行い、それに基づいて改善のための具体的方策を立てて実行する。</p> <p>学校評議員制度を活用し、学校評議員の意見を学校運営に適切に反映させることにより、附属学校の教育と研究の活性化を図る。</p> <p>附属学校における子どもの安全確保のための危機管理対策を十分に講ずる。</p>	<p>学校運営の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【36-1】 附属学校の教育研究やプロジェクト研究の成果を、HP等で公表するとともに教育図書として刊行する。</p> <p>【36-2】 学校運営のグランドデザインとその結果について自己点検・評価と、保護者や学校評議員等からの評価（外部評価）を併せて活用し、学校運営の継続的・発展的な改善を目指す。</p> <p>【36-3】 年2回の学校評議員会を開催し、学校運営のグランドデザインとその結果について意見を聞き、各校長、副校長、研究主任で構成する協議会で検討し、学校運営に資する。</p> <p>【36-4】 実効性のある危機管理マニュアルを作成し、それに沿った訓練を年に数回実施するとともに、訓練の反省を生かして同マニュアルを改善・整備する。</p> <p>【36-5】 防火、震災対策、不審者侵入防止対策等の施設設備、併せて健康、栄養、安全教育の実施上の瑕疵をなくすため、定期点検を毎月実施する。</p> <p>【36-6】 警察・消防署等の外部講師による職員研修、併せて職員の防災緊急時対応訓練を実施する。</p>	<p>研究成果を公表するため、附属学校においては、教育実践に関する研究協議会を開催するとともに、「心豊かに生きる（附属小学校）」、「総合的な学習の時間と教科の枠組みを再編した新たな教育課程の研究開発（附属中学校）」、「なかまとともに（附属幼稚園）」等の教育図書として刊行した。</p> <p>また、各附属学校園とも、ホームページで研究協議会情報のPRや研究概要の紹介、これら成果の概略を公表した。</p> <p>各附属学校園とも、学校運営のグランドデザインを年度当初に策定し、それに基づき学校運営を行った。また、アンケート形式による保護者からの評価を受けるとともに、学校評議員会において学校評議員等からも評価を受け、その結果を職員会議で検討・協議し、次年度の改善策を立案した。</p> <p>各附属学校園とも、学校評議員会を年2回開催して学校運営のグランドデザインに基づく学校評価結果（職員評価、保護者評価）を説明し、意見を聞いた。学校評議員からの意見については、各附属学校園において検討を行い、学校運営の改善を図った。</p> <p>各附属学校園とも、上越警察署及び上越消防署の指導・協力を得て、不審者侵入、地震、火災等の発生を想定した訓練を実施した。またそれぞれの訓練終了後には、問題点の再確認を行う等、非常時における共通認識の徹底を図り、更に実効性のある危機管理マニュアルとなるよう見直した。</p> <p>各附属学校園とも、日々の点検を教職員の輪番で実施しているほか、附属小・中学校は毎月1回、附属幼稚園では毎月2回の安全点検を全教職員全員が分担して行っている。</p> <p>各附属学校園とも、上越警察署の指導・協力を得て、職員の危機管理研修会を実施し、不審者侵入を想定した緊急時の対応を中心に訓練を行った。</p>
<p>附属学校の教育実践等に関する具体的方策</p>	<p>附属学校の教育実践等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>（共通）</p>	

<p>【37】 これからの時代にふさわしい幼稚園教育及び小・中学校教育のあり方を理論と実践の両側面から大学と共同で研究するとともに、一人ひとりの子どもに立脚した教育課程及び指導法を開発し、その成果を公開、発信するモデル校として、地域や子どものニーズに即した教育実践に取り組む。 附属学校の設置目的を踏まえつつ、各校園における教育目標は次のとおりとする。</p>	<p>【37-1】 幼・小・中の連携を図るために、各校長、副校長、研究主任で構成する協議会で連携推進について協議し、学校運営に資する。</p>	<p>附属学校業務連絡会を4回実施し、学校・園の運営上の課題について共通理解を図るとともに、定員充足に向けた取組や研究の進捗状況などについて検討し、検討結果を学校・園の運営に反映させた。</p>
<p>幼稚園 豊かな森に囲まれた広々とした自然を生かし、遊びを中心とした環境を構成し、明るく楽しく、のびのびと健康的に過ごせる園生活を展開する。「太陽・土・水の大好きな子どもたち」をスローガンとし、「元気な子ども・やさしい子ども・考える子ども」を目標に、環境を通して行う幼稚園教育の具現を図っていく。こうした教育を通して、豊かな心とたくましさ具备了、心身ともにすこやかな子どもの育成を目指す。</p>	<p>【37-2】 幼から小、小から中への子どもの進学に際し、双方の担当教員間による連絡会を開催し、子どもの学習と生活に関する連絡を密にする。</p>	<p>幼から小への連絡については、4月と7月に附属小学校で、10月に附属幼稚園と附属小学校で、幼児・児童間交流活動を行うとともに、担任相互で入学児童、就学予定児童について情報交換を行った。また、3月に附属小学校で連絡会を開催し、小学校入学予定の幼児の学習（活動）面、生活面、健康面、家庭状況、その他の留意事項について情報交換を行った。 小から中への連絡については、3月に附属小学校で連絡会を開催し、進学前の児童の生活面及び学習面、その他の留意事項に関して、担任相互で情報交換を行った。</p>
<p>小学校 体験・活動を重視し、学習内容と結びつけた「知の総合化」を図る教育課程を編成する。総合単元活動、総合教科活動、心の活動といった子どもの発達に即した独自の教育活動を設定して、目標とする「生き生きとした子ども」が育つ学校の具現を図っていく。生き生きと学び、主体的に活動する教育実践を通して、自主性、社会性、創造性豊かな、心身ともに健全な子どもの育成を目指す。</p>	<p>【37-3】 教育実践の成果について、内外部評価を実施し、検討結果を次年度に反映する。</p>	<p>附属小学校では、保護者、児童、職員を対象に学校評価アンケートを実施し、次年度の教育実践上の方策・努力事項を設定した。附属中学校では、生徒を対象としたアンケート及び学力調査、保護者を対象としたアンケートを実施し、教育実践の成果と課題を明確にして研究の方向性を決定した。附属幼稚園では、年間計画に沿った内部評価と保護者を対象としたアンケート調査を実施し、次年度の教育実践に活かす取組を行った。</p>
<p>中学校 自分を知るとともに、現代の諸課題の解決に立ち向かえるような確かな学力と豊かな知的好奇心・実践力を育む学びの総合化を図る。総合的な学習（当校ではグローバルセミナー）の実践成果を基に、必修教科及び選択教科と総合的な学習の関連を密にした教育課程を編成し実践する。「確かな学</p>	<p>(幼稚園) 【37-4】 遊びを中心とした自発的活動を重視しながら、子どもの発達に対応する適切な課題活動についても研究を深め、特色ある幼稚園教育を創造し、研究発表会等を通して社会に発信する。</p>	<p>個の育ちを支える教師の指導と幼児の経験内容に着目し、幼児に対する教師の積極的なかわりと、幼児の経験が共有される課題活動の重要性を明らかにした。特に小学校との連携・接続を意識して教育課程の開発に努め、幼児・児童間交流に取り組み、その成果を幼児教育研究会、研究紀要ホームページ等で発信した。</p>
<p>小学校 体験・活動を重視し、学習内容と結びつけた「知の総合化」を図る教育課程を編成する。総合単元活動、総合教科活動、心の活動といった子どもの発達に即した独自の教育活動を設定して、目標とする「生き生きとした子ども」が育つ学校の具現を図っていく。生き生きと学び、主体的に活動する教育実践を通して、自主性、社会性、創造性豊かな、心身ともに健全な子どもの育成を目指す。</p>	<p>【37-5】 学生の学習支援ボランティアを取り入れ園生活を充実させる。</p>	<p>園行事や園外保育の引率補助として8人、担任不在時の保育補助として3人の学生ボランティアを受け入れ、幼児の多様な活動に応じた補助を行い、複数回参加した学生を中心に職員・園児との友好的な関係を築くことができた。</p>
<p>中学校 自分を知るとともに、現代の諸課題の解決に立ち向かえるような確かな学力と豊かな知的好奇心・実践力を育む学びの総合化を図る。総合的な学習（当校ではグローバルセミナー）の実践成果を基に、必修教科及び選択教科と総合的な学習の関連を密にした教育課程を編成し実践する。「確かな学</p>	<p>(小学校) 【37-6】 総合単元活動、総合教科活動、心の活動の具体的な実践研究を大学教員と共同してさらに推進する。</p>	<p>大学教員と共同で子どもの姿をもとにした検討会を行い、各学年で推進した。その結果、例えば1年生では、英会話のカリキュラム作成に着手し、4年生の総合教科活動では、川をめぐる学習活動や子どもの意見交流の場を共同で参観・検討し、活動の評価改善に活かすことができた。</p>
<p>中学校 自分を知るとともに、現代の諸課題の解決に立ち向かえるような確かな学力と豊かな知的好奇心・実践力を育む学びの総合化を図る。総合的な学習（当校ではグローバルセミナー）の実践成果を基に、必修教科及び選択教科と総合的な学習の関連を密にした教育課程を編成し実践する。「確かな学</p>	<p>【37-7】 研究発表とその公開を一層進めるとともに、保護者の自由参観や発表会への参画等、保護者との連携を強化する。</p>	<p>公開研究を行い、2日間で延べ867人の参加を得た。学力、心の教育、命の教育等の問題を一元化して考える教育を推進した。また、年間を通して定期的に保護者が参画する行事を開催し、教育実践への理解に基づく連携の強化を図った。</p>
<p>中学校 自分を知るとともに、現代の諸課題の解決に立ち向かえるような確かな学力と豊かな知的好奇心・実践力を育む学びの総合化を図る。総合的な学習（当校ではグローバルセミナー）の実践成果を基に、必修教科及び選択教科と総合的な学習の関連を密にした教育課程を編成し実践する。「確かな学</p>	<p>(中学校) 【37-8】 教育目標に即した教育課程開発と単元開発の研究を大学教員と共同して進</p>	<p>副学長を全体指導者とし、13人の大学教員と共同して、既存の教科と総合的な学習の時間を一体化した新教科を複数新設し、新たな教育課程の研究開発を行った。10月には延べ498人が参加する</p>

<p>力、響く歌声、あふれる探求心」</p> <p>を目標に教育活動を展開することにより、民主的社会的発展に寄与する、人間性豊かな、たくましい子どもの育成を目指す。</p>	<p>め、その成果を研究発表会等を通して社会に発信する。</p>	<p>教育研究協議会を開催し、研究成果を研究紀要及び授業公開の形で公開した。3月には研究成果と課題を冊子に取りまとめ、関係機関等に配付した。</p>
<p>附属学校の目標を達成するための入学選抜の改善に関する具体的方策</p> <p>【38】 附属学校の設置目的を踏まえて、できる限り多様な子どもによる学級編制を進める。その際、連絡入学を基本に据えながらも、より望ましいあり方について、現在の方法の見直しを含めて検討する。</p>	<p>附属学校の目標を達成するための入学選抜の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【38-1】 入学者についての多角的な調査に併せて追跡調査を実施し、応募者増や入学選考方法の改善に向けた基礎資料を蓄積する。</p> <p>【38-2】 附属学校運営委員会において、各附属学校における入学選考方式及び各附属学校への応募者の地域拡大と通学のために講ずべき措置について検討し、次年度に反映する。</p>	<p>各附属学校園とも、入学者に対する独自の多角的な調査を実施するとともに、学力検査や学習成績及び進学先との情報交換により追跡調査を実施した。また、学校案内パンフレットと募集用ポスターを作成し、関連諸機関や保護者への広報に努めるとともに、応募者増や入学選考方法の改善に向けた調査を実施した。</p> <p>各附属学校園とも、学校案内パンフレット及び募集用ポスターを作成し、上越市・妙高市全域の幼稚園、保育所、小学校に配付する一方、本学大学院合格者に学校案内を郵送するとともに、上越市の広報誌に募集案内を掲載して、応募者の地域拡大等に努めた。 附属小学校では、新2年生から新5年生に限っていた3月の欠員募集を、新1年生と新6年生も上越市外からの転入者に限り受け入れるものとした。 附属中学校では、パンフレット・ポスターの配付先を、通学可能な地域の全小学校及び昨年度受検者のあった県内小学校に拡大し、学校説明会に工夫を加えて7月に実施した。 附属幼稚園では、園見学の随時受入を実施したほか、新聞等により園行事や園開放デー実施の広報を行った。 次年度への取組についても検討し、附属小学校では学校説明会の実施方法の見直し、附属幼稚園では園見学等の機会の拡大を行うこととした</p>
<p>公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策</p> <p>【39】 公立学校との人事交流による附属学校教員については、県教育委員会との円滑な人事交流を図りつつ、その教育活動を通して、教育研究法の修得及び指導法の修得、研究発表能力の向上等について、体系的な教職員研修の一環として位置づけられるような対応を検討する。</p>	<p>公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【39】 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策について平成18年度までに検討する。</p>	<p>各附属学校園とも、新潟県教育委員会と積極的な人事交流を行ってきた経緯及びこれまでの研修実績等を踏まえて、同教育委員会が主催する研修会を中心とした研修計画を策定することとした。</p>

**業務運営の改善及び効率化**  
**1 運営体制の改善に関する実施状況**

**中期目標** 大学の基本的な目標に基づき、大学構成員全員の目標に向けた求心力を高め、利害を持つ大学外の全ての者にアピールする観点から大学の進む方向を戦略的にまとめ、実施する体制を実現する。この方針を全教職員が共有して、学長のリーダーシップの下、単科大学としての特性を十分生かしつつ、教職員一体の効率的・効果的な組織運営、戦略的な学内資源配分を目指す。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</b></p>	
<p>全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p> <p>【40】            大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置するとともに、学長補佐体制を強化する。</p>	<p>全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【40】            (平成17年度年度計画なし)</p>	
<p>運営組織の効率的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策</p> <p>【41】            法令に基づく運営組織について、設置趣旨に沿った適切な運用を図る。            大学運営については、学問の自由とそれに由来する大学の自治の趣旨を踏まえつつ、教職員一体の運営を基本とし、単科大学としてのメリットを最大限に生かせるよう、各種委員会の審議事項や構成員の見直しを図り、効率的・機動的な運営を図る。            学長が健全なリーダーシップを発揮できるよう、教職員の提案、意見開陳の機会を確保する適切な</p>	<p>運営組織の効率的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策として、つぎのことを行う。</p> <p>【41】            教職員の提案、意見開陳の機会を確保する適切なシステムを構築・実施する。</p>	<p>学長が、電子メールで原則毎週水曜日に大学運営の基本方針等を全教職員に向けて発信する「nabe-letter」は、今年度も継続し年度終了時には55回を数えた。これにより教職員との意見交換が可能となり、教職員の提案等を大学運営に活用する機会が確保されている。            さらに、教職員間における意見交換及び情報の共有の場を提供するシステムとして、全教職員をメンバーとした電子会議室「学内フォーラム」を構築した。システムの構築に合わせて、学内フォーラムの運用ルール(議題の提供方法や投稿マナー(ネチケット))を定め、教職員から寄せられたテーマの中から学長が「良い先生とは何か。そしてどうすればなれるのか」等のテーマを選定し、運用を開始した。</p>



<p>システムを構築する。</p> <p>全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策</p> <p>【42】 大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。 教育・研究指導、地域貢献等を全学的に評価、資金の配分に反映させ、競争的環境の醸成に努める。</p>	<p>全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【42-1】 弾力的な組織及び大学全体での人事に関する基本的な方針を策定するとともに、具体的な方策を検討する。</p> <p>【42-2】 教育・研究指導並びに地域貢献等の評価方法を検討する。</p>	<p>教員組織については、弾力的な運用が可能となるよう、教育研究組織と分離する方向で検討しており、見直しを行う組織として、大学改革委員会を設置した。 教員人事については、教育研究の一層の向上を目指し、大学教員人事に関する基本方針を定めた。なお、大学全体での教員人事として、平成18年度に大学院学校教育研究科の生活・健康系教育講座に「学校ヘルスケア分野」を新設し、同分野に専任教員3人、兼務教員として医師免許所有者2人を配置することとした。</p> <p>これまでの競争的資金の配分基準を見直し、新たに教育・研究指導並びに地域貢献等に関する評価の基準と観点を検討した。それを基にした新たな競争的資金の配分の方針、配分の比率等を「平成17年度上越教育大学競争的教育研究資金の配分基準について」として決定し、実施した。</p>
<p>学外の有識者・専門家の登用に 関する具体的方策</p> <p>【43】 法令、経営を含む大学運営の専門家の登用を検討し、教育委員会等との人事交流についても検討する。</p>	<p>学外の有識者・専門家の登用に 関する具体的方策として、次の ことを行う。</p> <p>【43】 民間経験や高い専門性を有する職員の採用（任用期限付き採用を含む）を行い幅広い人材登用を図り、また、人材活用の推進を図るための具体的な方策について検討する。</p>	<p>平成16年度に民間経験や高い専門性を有する職員として、「戦略情報」「学生支援」「国際交流」担当の学長特別補佐3名を3年の任期で採用し、今年度は2年目となった。 学生支援担当の学長特別補佐においては、大学教育改革の支援プログラム（以下「G P」という。）の申請の総括及び採択されたG Pの円滑な推進を図ることを目的とし、学長直属の部署として今年度新たに設置した「G P支援室」の室長を兼務させた。</p>
<p>国立大学間の自主的な連携・協 力体制に関する具体的措置</p> <p>【44】 教員養成、現職教員のパワーアップと、各大学の機能の補完又は充実に資するよう、近隣の教員養成大学・学部との連携協力を進める。</p>	<p>国立大学間の自主的な連携・協 力体制に関する具体的措置とし て、次のことを行う。</p> <p>【44-1】 信州大学との連絡協議会及び新潟大学との教員養成・現職教員研修の在り方に関する連携協議会における連携・協力交流事業について、積極的に実施していく。</p> <p>【44-2】 新潟大学・信州大学以外の大学との連携による教員養成の充実に ついて協議する。</p>	<p>信州大学との連絡協議会を信州大学教育学部において開催し、本年度は、連携・協力交流事業として、美術教育分野では長野市及び上越市を会場とした合同展覧会・合同発表会を開催したほか、理科教育分野では教材の共同開発を行った。 新潟大学とは、教員養成G Pの共同申請を行うこととし、連携協議会のメンバーが中心となって検討を重ね、教員養成・現職教員研修をテーマとする申請を行った。</p> <p>富山大学と大学間連携について打合せを行い、富山大学教育学部（現人間発達科学部）と情報通信システム・情報携帯端末の教育利用について連携していくことを確認し、「情報通信システム・情報携帯端末の教育利用に関する研究会」を開催した。</p>

**2 業務運営の改善及び効率化  
教育研究組織の見直しに関する実施状況**

**中期目標** 大学の置かれた状況、社会のニーズを踏まえた大学のビジョンやミッションと、全教職員に共有される大学の進む方向に基づき、学長のリーダーシップの下に、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しを行う。この際、各教員の多様なアイディアに基づく、多様な教育・研究指導が可能な組織とする。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策</p> <p>【45】 大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置するとともに、学長補佐体制を強化し、学長のリーダーシップの下に、柔軟かつ機動的に教育研究組織の編成・見直しができるようなシステムとする。</p>	<p><b>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策具体的措置として、次のことを行う。</p> <p>【45】 教育研究組織の編成・見直しを弾力的に行うことができるシステムを平成18年度までに構築する。</p>	<p>教育研究組織の編成・見直しを随時行うことができるよう「大学改革委員会」を設置し、検討を開始した。</p>
<p>教育研究組織の見直しの方向性</p> <p>【46】 学部、研究科、附属学校については、現状を維持する。 大学院の専攻・コース・分野等について、研究指導の内容等に応じ、より適切な教員配置の観点から、平成16年度中に検討を行い、平成17年度以降、必要に応じて内容・名称等の変更や新設を実施する。 現職教員を対象とする大学院修士課程については、近隣の大学と連合・連携による設置の可能性に</p>	<p>教育研究組織の見直しの方向性に関し、次のことを行う。</p> <p>【46-1】 点検・評価の結果に基づき、明確となった諸課題への対応策を逐次検討し、改善を図る。</p> <p>-----</p> <p>【46-2】 専攻・コース・分野等について、内容・名称の変更・新設の必要性や方策を検討する。</p>	<p>学校教育学部学習臨床コースでは、学習支援を共通のテーマとし、従来の4分野（教育方法臨床分野、学習過程臨床分野、情報教育分野及び総合学習分野）を廃止して、平成17年度入学生を受け入れた。 大学院学校教育研究科では、学校教育における健康教育をより効果的かつ合理的に実践できるシステムを確立するため、教科・領域教育専攻、生活・健康系コースに、平成18年度より「学校ヘルスケア分野」を新設し、学生を受け入れることとした。このため、平成17年10月に同分野の担当教員2人を採用し、スタッフの充実を図り、学生受け入れ等に係る諸準備を行った。</p> <p>-----</p> <p>学校教育学部では、学校教育専修、発達臨床コースの「心理臨床分野」を「学校心理分野」と「臨床心理学コース」に再編することとした。 大学院修士課程では、「障害児教育専攻」の名称を「特別支援教育専攻」に改めることとしたほか、学</p>

についても検討する。  
教育に関する臨床研究の推進と  
その成果を踏まえ、新たな理念に  
基づく大学院博士課程について可  
可能性等の検討を行う。

校ヘルスケア分野の新設のための検討・準備を行った。

**3 業務運営の改善及び効率化  
人事の適正化に関する実施状況**

**中期目標** 教員人事は、シンプルで明確な基準によって管理し、その基準は公開を原則とし、公開しうる業績等のデータによって評価する。研究業績によって基準を定め、教育・研究指導の実績を重視した評価を行う。  
教員の創意工夫と職員の志気が反映される人事システムを目指す。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策</p> <p>【47】 教員人事では、シンプルで明確な基準によって管理し、その基準は公開を原則とし、公開しうる業績等のデータによって評価する。研究業績によって基準を定め、教育・研究指導の実績を重視した評価を行うことを基本とし、具体的な評価基準を平成16年度中に定める。 また、事務系職員の評価については、企画立案、管理・運営、学生サービス、研究支援等の職種に応じ、「業績評価・目標管理」など、民間の手法を参考に、適切に実施する。</p>	<p><b>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【47】 研究業績を中心に、教育・研究指導の実績も重視した具体的な評価基準等を定め、客観的で公正な人事評価制度の構築を検討する。また、事務系職員の評価については、企画立案、管理・運営、学生サービス、研究支援等の職種に応じ、「業績評価・目標管理」など、人事評価制度の構築を検討する。</p>	<p>教員に係わる具体的な人事評価基準等を定めるため、各講座・分野等での教員人事選考基準を取りまとめ、それらを基に、教育や研究、社会貢献等の面から評価する基本的な人事方針を教育研究評議会で決定した。 教員人事の客観性及び透明性を高めるため、わかりやすく明確な基準によって管理し、各教員の自己評価を基に人事評価を行うこととした。 事務系職員の人事評価制度については、国が試行している新たな人事評価制度に準じた制度を構築することとした。</p>
<p>柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策</p> <p>【48】 学校現場における教育経験を有する者の全教員中に占める割合を高めるため、その促進策を平成16年度中に検討する。 現職教員や指導主事等を一定の</p>	<p>柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【48-1】 学校現場における教育経験を有する者の全教員中に占める割合を高めるため、その促進策を検討する。</p>	<p>教員公募の際に、その専門分野における適格性を考慮した上で、「学校現場における教育経験を有すること」「教員免許状を有すること」等の教育現場経験に関連する応募条件を付加するかどうかを常に検討することとした。</p>

<p>任期を付して教員に採用する制度を構築する。採用された教員は、臨床教育研究のプロジェクトチームの一員として、共同研究を実施し、学部の授業を分担する。</p>	<p>【48-2】 現職教員や指導主事等を一定の任期を付した教員として配置する。</p>	<p>平成17年4月から、学校教育総合研究センターにおける教育実践研究部門の教師教育総合研究分野に、新潟県教育委員会から指導主事1人、小学校教員2人の計3人を3年任期の助教授として採用した。同教員は、学部学生及び大学院学生への実践教育や教育実習指導並びに長期履修学生制度（教育免許取得プログラム）適用学生の就学指導に大いに貢献している。</p>
<p>教員の流動性向上に関する具体的方策</p> <p>【49】 現職教員や指導主事等を任期制により教員に採用できるよう都道府県教育委員会等と協議を行う。教員採用は、従来どおり公募制を基本とする。</p>	<p>教員の流動性向上に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【49】 現職教員や指導主事等を一定の任期を付した教員として配置する。</p>	<p>平成17年4月から、学校教育総合研究センターにおける教育実践研究部門の教師教育総合研究分野に、新潟県教育委員会から指導主事1人、小学校教員2人の計3人を3年任期の助教授として採用し、流動性を向上させた。</p>
<p>外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策</p> <p>【50】 外国人・女性教員採用に関する検討を組織的に行い、その促進を図る。</p>	<p>外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【50】 外国人・女性の教員への雇用促進のための検討を行う。</p>	<p>教育研究評議会で大学教員人事に関する基本方針を定め、外国人及び女性の雇用促進を図ることを掲げた。</p> <p>具体策として、外国人教員の公募の際には「国籍を問わない。ただし、日本語を母語としない場合は、教育及び学内業務を遂行可能な十分な日本語能力を有する」ことを明記することにした。また、女性教員の公募の際には「男女共同参画基本法」の趣旨に基づき選考を行う」ことを明記し、女性教員の割合は、（社）国立大学協会が示している20%を下回らないように努めることにした。平成18年3月末現在は21%であった。</p>
<p>事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策</p> <p>【51】 事務系職員の志気向上を図りながら、民間からの採用を含め、法人経営に関する能力がある者の採用や、アウトソーシング、教育委員会との人事交流等を進める。大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内外での研修を充実する。</p>	<p>事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【51-1】 民間経験や高い専門性を有する職員の採用（任用期限付き採用を含む）を行い幅広い人材登用を図り、また、人材活用の推進を図るための具体的な方策について検討し、実施する。</p> <p>【51-2】 法人経営に関する能力がある者の採用や、アウトソーシングによる人材の有効活用、教育委員会との人事交流等の検討を進める。</p> <p>【51-3】 大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事</p>	<p>平成16年度に民間経験や高い専門性を有する職員として、「戦略情報」「学生支援」「国際交流」担当の学長特別補佐3名を3年の任期で採用し、今年度は2年目となった。</p> <p>学生支援担当の学長特別補佐においては、大学教育改革の支援プログラム（以下「G P」という。）の申請の総括及び採択されたG Pの円滑な推進を図ることを目的とし、学長直属の部署として今年度新たに設置された「G P支援室」の室長を兼務させた。</p> <p>高度に専門的な業務に携わる人材の育成コストとその業務効率化の観点から、平成16年度に引き続き、情報基盤センターにシステムエンジニア（業務委託契約）を常駐させた。</p> <p>また、平成17年度末に退職する新潟県公立学校校長を、教育職員免許取得プログラム支援室相談員として、平成18年4月に採用することを決定した。</p> <p>新任部局長等研修や新任職員研修等を含む年間研修計画を作成し、実施した。また、民間からの研修案内を学内周知し、大学評価セミナーや大学経営革新シンポジウム等に積極的に参加させた。</p>

	<p>務系職員の養成のため、大学内での研修を企画・実施し、併せて、民間で実施している研修にも積極的に参加させる。</p>	
<p>中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策</p> <p>【52】          教員に対する評価結果を給与、研究費、サバティカル等に反映させる。また、事務系職員についても適切な評価を行い、給与等に反映させる。</p>	<p>中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【52】          前年度に引き続き、客観的で公正な人事評価制度の構築を検討する。また、潜在能力を十分に発揮できる環境を整備するため、インセンティブの付与を基本とする人事評価制度を検討する。</p>	<p>教員に係わる具体的な人事評価基準等を定めるため、各講座・分野等での教員人事選考基準を取りまとめ、それらを基に、教育や研究、社会貢献等の面から評価する基本的な人事方針を教育研究評議会で決定した。</p> <p>教員人事の客観性及び透明性を高めるため、わかりやすく明確な基準によって管理し、各教員の自己評価を基に人事評価を行うこととした。</p> <p>当該制度にインセンティブを付与する件については、平成18年度から実施する給与制度の改革に際して見直しを行い、新たに実施することにした。</p> <p>事務系職員の人事評価制度については、国が試行している新たな人事評価制度に準じた制度を構築することとした。</p>

**業務運営の改善及び効率化  
4 事務等の効率化・合理化に関する実施状況**

**中期目標** 事務組織は、弾力的な組織にし、教職員一体での大学運営に対応できるよう、効率化・合理化を図るとともに、企画・立案機能を強化する。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <p>【53】 各種業務の集中化・電子化等により、事務処理の簡素化・効率化を図る。 費用対効果の観点から可能なものについてアウトソーシングを積極的に進める。 企画・管理部門、教育研究支援組織の機能分化を図る。 事務組織・職員配置の再編、合理化を図る。 (学生へのサービス部門、人事・給与・共済関係業務、契約・維持管理等関係事務部門、広報・外部資金担当部門の一元化等)</p> <p>複数大学による共同業務処理に関する具体的方策</p> <p>【54】 新規職員採用試験については、近隣大学との共同実施とするほか、業務の効率化の観点から可能なものについてはできる限り共同業務処理の方向で調整する。 事務情報化を推進(他大学等と</p>	<p><b>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> <b>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【53-1】 各種業務について、事務処理の簡素化・効率化を図る観点から、事務処理の現状を分析の上、実現可能と判断できるものから業務の集中化・電子化等を図る。</p> <p>【53-2】 各種業務について、費用対効果の観点から、アウトソーシング可能と判断される業務については、アウトソーシングへの移行を図る。</p> <p>複数大学による共同業務処理に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【54】 複数大学による共同業務処理が可能な業務を効率化の観点から平成18年度までに調査する。</p>	<p>実施状況等</p> <p>事務等の効率化・合理化のため、業務の集中化・電子化の方策を検討した結果、次のことを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年次報告書の発行を平成17年度から電子化し、ホームページで公開した。</li> <li>・ 学報の発行を平成18年度から電子化し、ホームページで公開することとした。</li> <li>・ 文書の起案から決裁までの流れを効率化するため文書決裁規程の見直しを行った。</li> <li>・ 附属図書館における蔵書購入に伴う財務会計事務と蔵書登録事務を一元化した。</li> </ul> <p>-----</p> <p>メール便により処理できる郵便物について、その利用を徹底し、併せて、発送件数の多い場合には、発送処理業務自体を委託することで、経費の節減と事務処理の軽減を図った。</p> <p>現在、新潟県内の国立大学法人等5機関が共同で実施している新採用職員研修、中堅職員研修、係長研修、及び生涯生活設計セミナーの研修及びセミナーについて、今後も調整を図りつつ共同で実施していくこととした。また、国立大学法人等情報化推進協議会の枠組みの中で、他大学と共同で情報化を推進していくこととした。</p>

<p>の連携・協力を含む。)する。</p>		
<p>業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <p>【55】        学生等居住施設管理運営業務、        学生会館の学生生活支援サービス        業務、情報処理に関するメンテナ        ンス、給与計算処理、旅費事務処        理業務等のアウトソーシングを検        討する。</p>	<p>業務のアウトソーシング等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【55】        各種業務について、費用対効果        の観点から、アウトソーシング可        能と判断される業務については、        アウトソーシングへの移行を図        る。</p>	<p>メール便により処理できる郵便物について、その利用を徹底し、併せて、発送件数の多い場合には、発送処理業務自体を委託することで、経費の節減と事務処理の軽減を図った。</p>



**財務内容の改善**  
**1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する実施状況**

中期目標 本学の持つ知的、人的、物的資源を最大限に活用して、外部研究資金その他の自己収入の増加を図る。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p>	
<p>科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <p>【56】            大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置し、外部資金獲得のための情報収集、普及・研修などの啓発業務を実施する。</p>	<p>科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【56】            外部資金に関する計画的な情報提供・啓発業務を行う。また、本学教員の研究実績等について対外的な紹介活動に取り組む。</p>	<p>外部資金獲得に向けて以下の情報提供・啓発活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本学術振興会から招へいした講師による科学研究費補助金説明会</li> <li>・ 附属学校教員を対象とした科学研究費補助金（奨励研究）説明会</li> <li>・ 各種研究助成の公募情報をホームページに掲載。</li> <li>・ 国立の教育系大学及び教育学部のある大学への外部資金に関する調査</li> </ul> <p>また、本学教員の研究実績等に関して以下の対外的な紹介活動を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学会・研究会等の情報のホームページへの掲載</li> <li>・ 学内研究プロジェクト採択分のホームページへの掲載</li> </ul>
<p>収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> <p>【57】            地方公共団体等からの委託業務、地方公共団体等への研修プログラムの提供、遠隔授業教材販売、大学の教育サービスや学内駐車場利用料徴収等、公開講座等の拡充、大学施設利用の有料化等を総合的に検討し、実施する。</p>	<p>収入を伴う事業の実施に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【57-1】            地方公共団体等からの業務委託、地方公共団体等への研修プログラムの提供について、関係委員会等における検討結果をもとに具体的な方策を策定する。</p>	<p>地域のニーズに応えるため、現職教員等を対象とした公開講座を10講座開設した（前年度3講座開設）。また、現職教員の資質向上及び専修免許状取得のための免許法認定公開講座を12講座を開設した。（前年度10講座開設）</p> <p>さらに、受講者数を増やすため、年度当初に、県内小・中・高等学校・教育委員会等にリーフレット等を送付した。この結果、前年度に比べ、受講者数で34人増（4.4倍）、収入で244,800円増（4.4倍）となった。</p> <p>地方公共団体からの依頼に基づく出前講座を56講座開設した。（前年度47講座開設）</p> <p>研修プログラムの開発の参考とするため、国立の教員養成大学・学部47校に対して地方公共団体が実施する研修講座への教員派遣等に関するアンケート調査を実施した。</p>

【 57 - 2 】

大学施設利用料を徴収する場合に必要な施設整備の内容、料金、徴収方法、開始時期、学内周知方法等を検討する。

新たな大学施設利用料として、駐車場利用料の徴収について調査・検討した。大学施設利用について、学内・学外への周知方法としてホームページによる広報を行うこととした。心理教育相談室の有料化を平成19年4月から実施するため、施設拡充を含めた施設整備を平成18年10月から行うこととした。

**2 財務内容の改善  
経費の抑制に関する実施状況**

**中期目標** 教育施設・設備の有効活用、管理業務等の合理化に努め、経常的経費の縮減に一層努める。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p>	
<p>管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <p>【58】            各種請負契約の包括化、電子計算機システムのリース契約の一本化、光熱水量節約に関するキャンペーン、ペーパーレスの一層の促進、各種業務の外注化、受益者負担を徹底する。</p>	<p>管理的経費の抑制に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【58】            前年度実施した事項について検証し、その成果を踏まえ、節約に関するキャンペーンを展開する。さらに、新たな事項を模索、具体的に検討を行い可能なものから実施することによって、管理的経費の一層の抑制を図る。</p>	<p>前年度実施した経費の抑制に係る事項を検証し、その成果を踏まえた節約に関するキャンペーンとして、夏季のクールビズ、冬季のウォームビズ推進の啓蒙活動を行った。</p> <p>具体には、ポスター掲示の他、教職員情報共有システムを用い、電力使用量の増加が見込まれる日ごとに、電力予報を教職員全員に周知し、省エネ・節電の呼びかけを行った。</p> <p>また、照明の人感知センサーを増設した。(56 71箇所)</p> <p>さらに、管理的経費の抑制のため、業務委託契約の見直し等を行った。</p>

**財務内容の改善**  
**3 資産の運用管理の改善に関する実施状況**

**中期目標** 資金の安全かつ有利な運用管理を図るとともに、土地、施設設備の効果的・効率的な運用管理を図る。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p>	
<p>資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p> <p>【59】            既存資産の地域社会への開放など、積極的活用を推進する。</p> <p>学内駐車場利用の有料化などを検討する。</p>	<p>資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【59-1】            地域社会のニーズ等の調査結果に基づき、地域社会への開放など、積極的な活用を推進する方向で、既存資産の効率的・効果的な運用方策を平成18年度までに検討し、策定する。</p> <p>-----</p> <p>【59-2】            駐車場整備費を徴収する場合に必要な施設整備の内容、料金、徴収方法、開始時期、学内周知方法等を検討する。</p>	<p>平成16年度に実施した地域社会のニーズ等のアンケートを分析した結果、施設開放のニーズがある一方、立地条件（交通手段）や施設内の案内表示等の課題が明らかになった。そこで、構内の案内表示の点検を行い、改善に着手した。</p> <p>また、現在の講義室等の使用状況を調査した結果、授業等で使用していない時間帯については、地域社会への開放を積極的に進めるため、ホームページによる広報を取り入れることとした。</p> <p>また、心理教育相談室の有料化を平成19年4月から実施するため、施設拡充を含めた施設整備を平成18年10月から行うこととした。</p> <p>-----</p> <p>駐車場ゲート設置による駐車場整備費の徴収方法を検討したが、冬期間における除雪作業との関係で設置は困難と判断された。</p>

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供  
1 評価の充実に関する実施状況

中期目標 本学の教育研究等の活動を、学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、本学の教育・研究指導の水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成する観点から、教育・研究指導の状況について点検及び評価を行うとともに、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための基本方針を策定し、実施する。

中期計画	年度計画	実施状況等
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
自己点検・評価の改善に関する具体的方策  【60】 本学の教育研究等の活動を、学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけて、自己点検・評価を実施する。具体的には、評価の視点を見直し、在学生、卒業生、教育委員会、地域住民等からの意見・要望や、修士研究発表会等の反応に対する実現・改善度を評価の視点に加えるなどにより、自己点検・評価の改善を図る。	自己点検・評価の改善に関する具体的方策として、次のことを行う。  【60-1】 自己点検・評価の位置付けや評価基準・内容・対象・方法等を検討する。  ----- 【60-2】 在学生、卒業生（修了生）、教育委員会、地域住民等からの意見・要望の聴取を行う。	法人化以前の自己点検・評価規則を見直し、大学評価・学位授与機構の大学機関別認証評価に準拠し、外部評価にも対応できる国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則等を平成17年4月1日から施行し、自己点検・評価を実施した。  ----- 在学生、卒業生（修了生）、教育委員会、地域住民等を対象にしたアンケート、36件の内容について調査を実施し、その有効活用を図ることとした。
評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策  【61】 評価結果を大学運営の改善に活用するため、点検・評価に基づく改善計画を策定するとともに定期的なフォローアップを実施するシステムを確立する。	評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策として、次のことを行う。  【61】 点検・評価結果に基づく改善のための提言と改善を促す取組を行うなどの点検・評価結果を大学運営に反映するシステムを検討する。	平成17年4月1日からの国立大学法人上越教育大学自己点検・評価規則等の施行と合わせ、大学評価委員会が実施する自己点検・評価及び法人評価の結果を受けて、総合企画室が改善のための提言を行い、各組織が実施することにより点検・評価結果を大学運営の改善に繋げるためのフォローアップサイクルが確立された。

2 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供  
情報公開等の推進に関する実施状況

中期目標 社会に対する説明責任を果たしていく必要から、特に定める情報以外は、公開を基本とし、多様な媒体を通して積極的に発信する。  
公開した情報に対して、社会からの評価を積極的に求める。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策</p> <p>【62】 効率的・効果的な情報公開・提供・開示の前提として、本学保有情報を含め、各種関係情報を収集・整理し、データベース化を進め、提供していく。 国民への説明責任を果たすために本学が発信すべき情報を整理し、趣旨・目的に応じた発信媒体を適切に選定する。 本学としてのUI (University Identity)を確立するとともに、本学のイメージ向上と学生確保のための戦略的・魅力的な広報のあり方についての基本方針を策定し、平成16年度から逐次実現する。 情報公開、広報媒体として重要度が増すホームページを魅力的なものに構築するため、外注などの新しい取組も視野に入れる。 ホームページ、冊子等の広報媒体の効果等について、評価システムを確立し、不断にコンテンツ及び提供方法の改善を図る。 大学における教育・研究活動を広報することを目的として出版・講演を積極的に援助する。</p>	<p>大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【62-1】 大学情報の積極的な公開・提供のために、他の委員会等における検討内容と調整を図り、データベース化を進め、公開可能となったものから逐次公開する。</p> <p>【62-2】 既存の情報発信媒体が国民への説明責任を果たしているか随時見直しを図り、不断に情報提供の改善を図る。</p> <p>【62-3】 UI (University Identity)の確立に向け具体的な実施計画を策定し、逐次実現する。</p> <p>【62-4】 各種広報媒体の効果等を検討し、コンテンツ及び提供方法の改善を図る。</p> <p>【62-5】 教員のニーズに基づく出版及び講演・学会誘致等に対する援</p>	<p>大学情報のデータベース化については、独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した「大学情報データベース」の試行的構築に協力するとともに、同データベースとのバランスを取りながら、本学のデータベース化を進めた。また、年次報告書をHTMLファイル化し、ホームページで公開した。</p> <p>「国立大学法人上越教育大学における情報公開に関する基本方針」を策定し、本学における情報公開状況を調査した。また、本学ホームページのデザインや機能を見直すとともに、新たに 事業報告書、業務の実績に関する報告書、財務諸表等の情報公開を行った。</p> <p>UI (University Identity)の確立に向けた具体的な実施計画を策定し、大学憲章作成のため学外の有識者と意見交換を行うとともに、ノベルティーとして大学カラー・ロゴを配したTシャツを作成し、大学説明会参加者等へ配布した。</p> <p>学生及び教職員に対して、本学広報誌「J U E N」の内容充実に関するアンケート調査を実施した。また、大学説明会参加者や入学者等に対して、各種広報活動の成果を確認するための調査を実施し、当該事業の改善を図った。</p> <p>教育・研究活動の広報を目的とする出版事業については、電子媒体を中心に行うこととする検討結果を得た。また、本学ホームページに「学会・研究会・シンポジウム情報」のページを新設し、関連情報の提</p>

助の在り方を検討する。

供に努めた。

**その他業務運営に関する重要事項**  
**1 施設設備の整備・活用等に関する実施状況**

**中期目標** 本学の教育研究等の基本目標を踏まえ、学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、最適なキャンパス環境を形成するため、トップマネジメントの一環として、施設マネジメントの基本的方針を決定するシステムを構築するとともに、必要な施設整備と効果的な活用を進めるため、実効性ある点検評価を行い、「民」の経営的発想を取り入れる。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p><b>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b></p>	<p><b>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</b>  <b>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</b></p>	
<p>施設等の整備に関する具体的方策</p> <p>【63】            教育研究系施設については、これまで実施した改革に伴う施設再配置計画を踏まえ、IT関連施設・設備、自学自習の場の確保、教育研究単位の集中化等、懸案事項の解決に向けて改善整備の推進に努める。            学生ニーズや教育・研究動向を踏まえた施設マネジメントの基本方針を検討する。            附属図書館、附属学校、学生宿舎、大学会館等の支援系施設については、学生支援の充実、国際交流、地域貢献の推進の観点から整備の推進に努め、必要に応じ管理形態の見直しを行う。            基幹・環境については、開かれた大学として、防災・防犯対策、バリアフリー対策等に配慮するとともに、保存緑地を生かしたアメニティ空間の整備・維持に努める。            耐震性能の低い建物、老朽化した施設については、年次計画による改修整備の推進に努める。</p>	<p>施設等の整備に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【63-1】            既存施設の利用状況を引き続き調査し、その結果を分析する。</p> <p>【63-2】            学生ニーズや教育研究の動向について、調査を実施し、施設マネジメントの基本方針を検討する。</p> <p>【63-3】            附属図書館、附属学校、学生宿舎、大学会館等の整備の推進に努める。</p> <p>【63-4】            基幹・環境については、防災・防犯対策、バリアフリー対策に配慮した整備・維持に努める。</p> <p>【63-5】</p>	<p>本学山屋敷団地の実験・実習室、研究室、講義室等及び学校教育総合研究センターの施設の使用状況、設備状況の現状について調査を行い、施設マネジメントの基礎データとなる施設カルテを作成し、ファシリティ・マネジメントのデータベースを構築した。それを基に、IT関連施設・設備や自学自習の場の確保等を中心に、施設活用に関する調査・分析を行った。</p> <p>学生ニーズについては、平成16年度に実施した大学会館及び学生宿舎に関するアンケートの結果、また、教育研究動向については、各組織の施設等に関する改善・改修等の要望を踏まえ、年次計画表を作成し、施設マネジメントの基本方針を検討した。</p> <p>附属図書館関連では、風除室自動扉工事外2件、附属学校関連では、附属小学校屋内運動場改修工事外4件、学生宿舎関連では、学生宿舎談話室内装改修工事外8件、大学会館関連では、大学会館自動扉工事外1件</p> <p>自然棟2階に防災関連支援室を設け、防災用品等を適切に管理し、非常時に迅速に持ち出せる体制作りを行った。            防犯対策としては、年次計画により各室の鍵の取り替え等を行った。            バリアフリー対策としては、講義棟及び附属図書館の出入口を自動ドアに改修した。</p>



	<p>耐震性能の低い建物、老朽化した施設については、年次計画を立て、耐震診断を実施する。</p>	<p>耐震性能の低い建物、老朽化した施設については、年次計画を立て、講義棟及び講堂の耐震診断を実施し、これにより耐震診断実施済みのものは、山屋敷地区の35.3%に達した。</p>
<p>施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <p>【64】 施設利用を固定化せず、原則的に共用化することによって、効率的・効果的な利用を図る。 教育研究活動等に関する目標に沿って全学的な見地から施設の点検評価を行うとともに、利用施設の再配置について検討する。 施設の劣化度、管理状況等を恒常的に把握するとともに、各年毎の維持保全経費を確保し、安全対策、省エネ対策及びプリメンテナンスを基本として、効果的な維持管理に努める。</p>	<p>施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【64-1】 既存施設の効率的・効果的な利用のため、共用化の推進を図る。</p> <p>【64-2】 中期計画の進展、教員の異動等に伴う施設ニーズの変化に対応すべく、各室の効果的な再配置を検討し、実施する。</p> <p>【64-3】 安全パトロールを実施し、施設の劣化度及び管理状況等の恒常的な点検を行い、安全対策、省エネ対策及びプリメンテナンスを基本として、効果的な維持管理を努める。</p> <p>【64-4】 施設管理（ファシリティ・マネジメント）のデータを整備する。</p>	<p>既存施設の共用化の推進を図るための基本的ルールを検討するため、教育研究評議会の下に、施設有効活用検討専門委員会を設置し、検討を進めた。</p> <p>各研究室等の効果的な再配置について検討した結果、大学院学生研究室を所属コース毎に、教員の研究室を所属講座毎に集約化し、学校ヘルスケア分野の開設に伴い、稼働率の低い実験室及び演習室を新分野に再配置した。</p> <p>安全パトロールを実施した結果、屋上防水の補修等の維持管理を行った。 また、省エネ対策として、トイレ照明、廊下照明を人感センサーに改修した。</p> <p>本学山屋敷団地の実験・実習室、研究室、講義室等及び学校教育総合研究センターの施設の使用状況、設備状況の現状について調査を行い、施設マネジメントの基礎データとなる施設カルテを作成し、ファシリティ・マネジメントのデータベースを構築した。</p>

2 その他業務運営に関する重要事項  
安全管理に関する実施状況

中期目標 労働安全衛生法に定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な就労・修学環境を実現する視点からの改善を図りながら、本学学生、附属学校の幼児・児童・生徒及び教職員の安全と健康の確保に努める。

中期計画	年度計画	実施状況等
<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p>	<p>その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p>	
<p>労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <p>【65】 教職員に対する本学安全衛生管理規定に基づく啓蒙及び研修を実施する。 学生及び教職員を対象とする健康診断を実施するとともに、健康保持増進のための措置を講ずる。 保健管理センターにおける心身の健康相談を充実する。 実験研究環境等を一元管理する体制を整え、安全管理を徹底する。</p>	<p>労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【65-1】 健康・安全管理について、全事業場で安全週間及び労働衛生週間の実施等を行う。</p> <p>【65-2】 健康・安全管理について、衛生管理者、衛生推進者、作業主任者等に対する研修等に参加する。</p> <p>【65-3】 学生及び教職員の安全衛生については、健康診断等の年度計画を作成するとともに、健康保持増進週間を実施するなど健康保持増進のための措置を講ずる。</p> <p>【65-4】 精神衛生相談及び健康診断の充実を図る。</p>	<p>平成17年7月1日から7日までを本学安全週間とし、産業医による学内巡視、校内クリーンデー（環境整備）及び交通安全のための立哨指導などを行った。10月1日から7日までを本学労働衛生週間とし、アスベストに関する調査等を実施した。</p> <p>安全衛生管理年間実施計画に基づき、衛生推進者養成講習、関東甲信越地区国立大学等安全管理協議会、受動喫煙防止対策研修会、衛生管理者研修会、衛生管理者受験準備講習に参加した。</p> <p>学生及び教職員の健康診断に係る年度計画を策定し実施した。定期健康診断受診率は学生が95.9%、教職員は、全員を対象とした胸部X線が76.9%、血圧測定が83.8%、尿検査が80.3%であり、再検診等の事後措置も行った。なお、35歳以上を対象とした人間ドックの受診率は39.9%であった。 また、「健康保持増進計画」を策定し、健康保持増進講演会及び禁煙指導などを実施した。</p> <p>学生の精神衛生相談として、新入生を対象としたUPI検査を実施し、学外女性カウンセラーによる精神衛生相談日を増やした。さらに、平成17年10月から専任の精神科医を配置し、精神衛生相談体制の充実を図った。 また、学生及び職員の健康診断については、有所見者に対する検診後の個別指導を徹底するなど、充実を図った。</p>

	<p>【65-5】 実験研究環境等を一元管理する体制づくりを進めるとともに、安全管理を徹底する。</p>	<p>本学の安全衛生管理体制を整備するとともに、産業医による学内巡視を実施し、改善が必要な事項については速やかに対処した。</p>
<p>学生等の安全確保等に関する具体的方策</p> <p>【66】 学生及び職員に対する災害発生防止対策、災害発生原因の調査及び再発防止対策を講ずる。 学生及び附属学校の幼児・児童・生徒への安全教育を徹底する。 防災訓練を実施する。</p>	<p>学生等の安全確保等に関する具体的方策として、次のことを行う。</p> <p>【66-1】 学生及び教職員に対する災害発生防止対策、災害発生原因の調査及び再発防止対策を講ずる。</p> <p>【66-2】 警察等の外部講師による職員研修を実施するとともに、附属学校において、安全のための防犯避難訓練や交通安全指導等を実施する。</p> <p>【66-3】 災害対策本部において、山屋敷地区(大学校舎、学生宿舎)、西城地区(学校教育総合研究センター、附属小学校)、本城地区(附属中学校)、赤倉地区(赤倉野外活動施設)ごとに地震を想定した防災訓練を行う。</p> <p>【66-4】 上越市と防災事項について、連携を模索する。</p>	<p>産業医の学内巡視・点検結果に基づき、災害発生の可能性がある事柄を検討し、特にコンセント等からの失火及び雪による事故に対する注意喚起を行った。</p> <p>上越警察署の協力を得て、各附属学校園で危機管理研修会を開催した。また、防犯避難訓練及び交通安全指導等を適宜実施した。さらに、職員研修として、救急(応急手当)講習会を実施した。</p> <p>上越消防署の協力を得て、本学防災計画及び防災マニュアルに基づき、山屋敷地区、赤倉地区、西城地区、本城地区毎に防災訓練を実施した。</p> <p>上越市と協議を重ね、上越市地域防災計画等に基づき、附属小学校、附属中学校及び大学を災害時における上越市の指定避難場所とする覚書を平成18年3月3日に締結した。</p>

予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

1. 予算

（単位：百万円）

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
収入			
運営費交付金	3,467	3,467	-
施設整備費補助金	-	36	36
船舶建造費補助金	-	-	-
施設整備資金貸付金償還時補助金	18	54	36
補助金等収入	-	38	38
国立大学財務・経営センター施設費交付金	25	25	-
自己収入	837	902	65
授業料、入学金及び検定料収入	747	810	63
附属病院収入	-	-	-
財産処分収入	-	1	1
雑収入	90	91	1
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	24	80	56
長期借入金収入	-	-	-
目的積立金取崩	-	-	-
計	4,371	4,602	231
支出			
業務費	3,162	3,289	127
教育研究経費	3,162	3,289	127
診療経費	-	-	-
一般管理費	1,142	702	440
施設整備費	25	61	36
船舶建造費	-	-	-
補助金等	-	38	38
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	24	92	68
長期借入金償還金	18	54	36
国立大学財務・経営センター施設費納付金	-	-	-
計	4,371	4,236	135

2. 人件費

（単位：百万円）

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
人件費（退職手当は除く）	2,975	2,837	138

3. 収支計画

（単位：百万円）

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
費用の部	4,182	4,103	79
経常費用	4,182	4,090	92
業務費	3,821	3,824	3
教育研究経費	551	783	232
診療経費	-	-	-
受託研究経費等	3	70	67
役員人件費	87	51	36
教員人件費	2,299	2,074	225
職員人件費	881	846	35
一般管理費	321	227	94
財務費用	-	-	-
雑損	-	0	0
減価償却費	40	39	1
臨時損失	-	13	13
収益の部	4,182	4,318	136
経常収益	4,182	4,297	115
運営費交付金収益	3,281	3,202	79
授業料収益	592	637	45
入学金収益	130	142	12
検定料収益	25	27	2
附属病院収益	-	-	-
補助金等収益	-	38	38
受託研究等収益	3	70	67
寄附金収益	21	27	6
財務収益	-	0	0
雑益	90	115	25
資産見返運営費交付金等戻入	24	16	8
資産見返補助金等戻入	-	-	-
資産見返寄附金戻入	1	1	0
資産見返物品受贈額戻入	15	22	7
臨時利益	-	21	21
純利益	-	215	215
目的積立金取崩益	-	-	-
総利益	-	215	215

## 4. 資金計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
資金支出	4,928	5,755	827
業務活動による支出	4,142	4,086	56
投資活動による支出	211	761	550
財務活動による支出	18	-	18
翌年度への繰越金	557	908	351
資金収入	4,928	5,755	827
業務活動による収入	4,328	4,452	124
運営費交付金による収入	3,467	3,467	-
授業料、入学金及び検定料による収入	747	776	29
附属病院収入	-	-	-
受託研究等収入	3	70	67
補助金等収入	-	38	38
寄附金収入	21	9	12
その他の収入	90	92	2
投資活動による収入	43	740	697
施設費による収入	43	61	18
その他の収入	-	679	679
財務活動による収入	-	-	-
前年度よりの繰越金	557	563	6

**短期借入金の限度額**

中期計画	年度計画	実績	
<b>1 短期借入金の限度額</b> 9億円  <b>2 想定される理由</b> 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	<b>1 短期借入金の限度額</b> 9億円  <b>2 想定される理由</b> 運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。	該当なし	

**重要な財産を譲渡し、又は担保に供する状況**

中期計画	年度計画	実績	
・重要な財産を譲渡する計画 山屋敷地区の土地の一部（新潟県上越市山屋敷町1番地、130㎡）を譲渡する。	・重要な財産を譲渡する計画 山屋敷地区の土地の一部（新潟県上越市山屋敷町1番地、130㎡）を譲渡する。	・重要な財産を譲渡する計画 山屋敷地区の土地の一部（新潟県上越市山屋敷町1番地、101㎡）を譲渡した。	

**剰余金の使途**

中期計画	年度計画	実績	
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	使用実績なし	

その他 1 施設・設備に関する状況

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	施設・設備の内容	決定額(百万円)	財源
・小規模改修 ・災害復旧工事	総額  151	施設整備費補助金  (151)	・小規模改修	総額  275	施設整備費補助金 (250) 国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (25)	・小規模改修	総額  61	施設整備費補助金 (36) 国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (25)
<p>(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。</p> <p>(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。</p>			<p>(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。</p>					

計画の実施状況等

【アスベスト対策事業】

アスベスト対策事業が補正予算により措置された。  
当該事業は、平成18年2月に施設整備費補助金として交付を受け、平成17年度はアスベスト調査分析(1百万円)を実施し、改修工事は平成17年度に契約し、前払い金(30百万円)のみ支出、平成18年度に繰り越した。(工事完成 平成18年9月)

【(西城)(附小)屋内運動場改修】

概算要求事項である施設整備事業の内、(西城)(附小)屋内運動場改修が補正予算により措置された。  
当該事業は、平成18年2月に施設整備費補助金として交付を受け、平成17年度は地盤調査及び設計業務(5百万円)のみ実施し、改修工事は平成18年度に繰り越した。(工事完成 平成18年11月)

【小規模改修】

年度計画に基づき実施したもの(25百万円)  
老朽化や機能劣化に伴う施設整備の更新及び改善整備を計画し、次の改修を行った。  
・学校教育総合研究センター屋上防水改修工事  
・西城宿舍外壁等改修工事  
・附属小学校校舎2棟暖房設備改修工事

その他 2 人事に関する状況

中期計画	年度計画	実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の理念・目的を最適に実現するため、できるだけ弾力的な教員組織を作るとともに、教員人事においては大学全体で行う。</li> <li>柔軟で多様な人事制度を構築するとともに教員の流動性を向上させるため、現職教員や指導主事等を一定の任期を付して教員に採用する制度を構築し、都道府県教育委員会等と協議を行う。</li> <li>事務系職員の志気向上を図りながら、民間からの採用を含め、法人経営に関する能力がある者の採用や、アウトソーシング、教育委員会との人事交流等を進める。</li> </ul> <p>また、大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内外での研修を充実する。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 18,116百万円 (退職手当額は除く)</p>	<p>教員組織及び教員人事について、弾力的な組織及び大学全体での人事に関する基本的な方針を策定するとともに、具体的な方策を検討し、可能なものから実施する。</p> <p>現職教員や指導主事等を一定の任期を付した教員として配置する。</p> <p>事務系職員等の採用等について、民間経験や高い専門性を有する職員の採用(任用期限付き採用を含む)を行い幅広い人材登用を図り、また、人材活用の推進を図るための具体的な方策について、大学運営の企画立案等に積極的に参画するなど、可能なものから実施する。</p> <p>(参考1) 平成17年度の常勤職員数 309人 また、任期付き職員数の見込みを5人とする。</p> <p>(参考2) 平成17年度の人件費総額見込み 2,975百万円 (退職手当は除く)</p>	<p>については、以下のものを参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 教育に関する目標を達成するための措置 (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策」参照</li> <li>「大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 研究に関する目標を達成するための措置 (2) 研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策」参照</li> <li>「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策」参照</li> </ul> <p>については、以下のものを参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策」参照</li> <li>「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 教員の流動性向上に関する具体的方策」参照</li> </ul> <p>については、以下のものを参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策」参照</li> </ul>



その他 3 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位：百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付金	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
16年度	79	-	-	-	-	-	79
17年度	-	3,467	3,202	105	1	3,308	158
合計	79	3,467	3,202	105	1	3,308	237

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細  
平成17年度交付分

(単位：百万円)

区 分	金 額	内 訳
成果進行基準による振替額		
運営費交付金収益	78	成果進行基準を採用した事業等：「情報教育等の実践的指導力を備えた教員の養成・研修」事業、国費留学生支援事業
資産見返運営費交付金	9	当該業務に関する損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：78 (教育経費：44、教育研究支援経費：34)
資本剰余金	-	イ) 自己収入に係る収益計上額：- ウ) 固定資産の取得額：工具器具備品9
計	87	運営費交付金の振替額の積算根拠 「情報教育等の実践的指導力を備えた教員の養成・研修」事業については、計画に対する達成率が100%であったため、当該事業に係る運営費交付金債務を全額収益化。 国費留学生支援事業については、予定した在籍者数に満たなかったため、当該未達分を除いた額(283千円)を収益化。
期間進行基準による振替額		
運営費交付金収益	2,974	期間進行基準を採用した事業等：成果進行基準及び費用進行基準を採用した業務以外の全ての業務
資産見返運営費交付金	50	当該業務に関する損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：3,660 (教員人件費：1,975、職員人件費：811、その他の経費：874)
資本剰余金	1	イ) 自己収入に係る収益計上額：900 ウ) 固定資産の取得額：図書32、建物7、その他の資産12
計	3,025	運営費交付金の振替額の積算根拠 学生収容定員が一定数(85%)を満たしていたため、期間進行業務に係る運営費交付金債務を全額収益化。
費用進行基準による振替額		
運営費交付金収益	150	費用進行基準を採用した事業等：退職手当、マルチメディア語学教育システム導入事業、その他
資産見返運営費交付金	46	当該業務に関する損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：149 (教員人件費：98、職員人件費：36、その他の経費：15)
資本剰余金	-	イ) 自己収入に係る収益計上額：- ウ) 固定資産の取得額：工具器具備品45、その他の資産1
計	196	運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した額及び16年度に実施した事業の財源補てん額である運営費交付金債務を収益化。
国立大学法人会計基準第77 第3項による振替額	-	該当なし
合 計	3,308	

## (3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位：百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
16年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	- 該当なし
	期間進行基準を採用した業務に係る分	23 ・学生収容定員が一定数(85%)を満たさなかったため、その未充足学生の教育費相当額を債務として繰り越したものの。 ・当該債務は、中期目標期間終了時に国庫返納する予定。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	56 退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。  学校災害共済掛金、在外研究員等旅費 ・学校災害共済掛金、在外研究員等旅費の執行残であり、中期目標期間終了時に国庫返納する予定。
	計	79
17年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	0 国費留学生経費 ・国費留学生経費について、在籍者数が予定数に達しなかったため、その未達分を債務として繰り越したものの。(15千円) ・当該債務は、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	- 該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	158 退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。
	計	158

関連会社及び関連公益法人等
---------------

該当なし
------